

《農業経営統計調査関係》その2

1 農業経営統計調査の変更

(2) 報告を求める者の変更

ア 母集団名簿情報の変更

最新の2015年農林業センサスの情報等が活用可能となったことから、母集団名簿情報を更新する。また、二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたねについては、これまで農林業センサスにより集められた情報を基に、関係機関からの聞き取り等により母集団名簿情報の整備を行っていたが、平成26年度経営所得安定対策等加入申請者情報の活用が可能であることから、当該情報により母集団名簿情報を整備する。

(論点)

1 経営所得安定対策等とはどのような者を対象としたどのような制度か。

<回答>

「経営所得安定対策」は、農業の担い手の経営の安定に資するよう、

①諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、

②農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策

を実施するもので、認定農業者、一定の要件を満たす集落営農^{※1}及び認定新規就農者を対象としています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本格的な生産を進め、水田のフル活用を図る「水田活用の直接支払交付金」を実施しており、販売農家^{※2}及び集落営農を対象としています（別紙1参照）。

※1： 一定の要件を満たす集落営農とは、a 組織の規約の作成、b 対象作物の共同販売経理の実施、c 農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと市町村から判断を受けていること、を全て満たす集落営農をいいます。

※2： 販売農家とは、販売目的で対象作物を生産する者をいいます。

平成27年度畑作物の直接支払交付金の申請件数

単位：件

計	認定農業者	集落営農	認定新規就農者
46,213	41,556	4,428	229

2 経営所得安定対策等加入申請者情報とは、どのようにして集められるどのような情報か。得られた情報は具体的にどのような形で母集団名簿情報の整備に利活用されるのか。また、母集団名簿情報として、継続して活用（入手）可能なものか。

<回答>

経営所得安定対策等へ加入申請した農業者の申請書類の情報を地域農業再生協議会（市町村等）がデータ入力等を行い、地方農政局等を経由して農林水産省本省へ報告されます。この情報から、母集団名簿として必要な経営体の氏名、住所及び該当品目の作付面積の情報が得られます。

また、これらの情報の活用にあたっては、同対策への申請時に農業者の承諾を得ており、継続して入手できるものと考えています（別紙2参照）。

3 経営所得安定対策等加入申請者情報を活用することにより、母集団名簿情報の整備において、従前の方法と比べどのようなメリットがあるのか。

<回答>

経営所得安定対策等加入申請者情報は、経営所得安定対策等を担当する施策部局において情報を収集するため、農林水産省地方組織の統計担当者による母集団名簿情報の整備のための情報収集の必要がなくなり、事務の負担軽減が図られることがメリットです。

4 母集団名簿情報の整備について、従前の方法によるものと経営所得安定対策等加入申請者情報を利用するものを比較した場合、調査対象のカバレッジはどうか（違いがあるとすればどの程度か）。調査対象の範囲に差異がある場合、当該加入申請者情報を母集団名簿情報として用いることは、統計の継続性や上記3を踏まえた費用対効果等の観点から問題ないか。

<回答>

従前の方法により整備した母集団名簿情報は、経営所得安定対策等への加入に関わらず対象範囲としていた一方、経営所得安定対策等加入申請者情報で把握できる対象範囲は、経営所得安定対策等へ加入申請した農業者に限定した情報となりますが、下表のとおり、現行の調査対象経営体のうちほぼ全ての経営体が同対策等へ加入していることから、当該情報で把握できる対象範囲は該当品目の母集団構造を反映したものとなっており、統計の継続性は担保されるものと考えています。

また、従前の方法により整備した母集団名簿情報は、地方組織の統計担当職員の労力により整備してきたところですが、当該情報を有効利用することにより、事務の負担軽減が図られ、費用対効果等の観点からみても問題はないものと考えています。

経営所得安定対策等への加入状況(平成26年産)

区 分	二条大麦	六条大麦	はだか麦	なたね
調査対象経営体数	75	50	40	80
うち 同対策に加入している経営体数	75	50	40	77
加 入 率	100%	100%	100%	96%

注:なたねについては、今般の調査見直しによる下限基準(作付面積10a以上)を基に抽出

イ 標本設計の変更

新たに追加する農産物生産費統計（組織法人経営体）に係る標本設計を行うとともに、母集団構造の変化や統計ニーズ等を踏まえ、一部の統計について規模階層区分の変更や目標精度の変更等、標本設計の見直しを行う。

(論点)

- 1 新たに追加する農産物生産費統計（組織法人経営体）に係る標本設計を含め、今回調査の標本設計の考え方について説明願いたい。

<回答>

- 1 農業経営統計調査における標本設計については、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的とし、
- ① 農林業センサス、集落営農実態調査等により集められた情報を母集団とし、
 - ② 農産物の販売を目的とする農業経営体を対象に、
 - ③ 農業の形態・規模の違いにより、個別経営体と組織法人経営体に区分し、それぞれごとに行っています。
- 2 標本数の算出に係る目標精度及び目標標本数については、利用部局との調整により決定した重要度に応じて、1経営体当たりの農業粗収益（生産費統計は計算単位当たり全算入生産費）を指標とした目標精度等を設定し、それぞれの標本数を決定しています。

営農類型別経営統計における目標精度及び標本数

		区 分		目標精度 (目標標本数)	標本数
個 別 経 営 体	水田作	北海道		2.5	152
		都府県		2.0	1,148
		小計		—	1,300
	畑作	北海道		2.5	148
		都府県		3.5	487
		小計		—	635
	野菜作	露地		2.5	510
		施設		3.0	374
		小計		—	884
	果樹作	果樹作		3.5	456
		花き	露地	(50)	50
		施設	(50)	50	
	酪農	小計		—	100
		北海道		2.0	155
		都府県		2.0	198
	肉用牛	小計		—	353
		繁殖牛		4.0	102
		肥育牛		4.0	101
	養豚	小計		—	203
		養豚		3.5	89
採卵養鶏			(50)	50	
ブロイラー養鶏			(50)	50	
その他		(50)	50		

		区 分		目標精度 (目標標本数)	標本数
組 織 法 人 経 営 体	水田作	集落営農		4.0	139
		集落営農以外		7.0	77
		小計		—	216
	畑作	畑作		(40)	40
		野菜	露地	(30)	30
		施設	(30)	30	
	果樹作	小計		—	60
		果樹作		(30)	30
		花き	露地	(5)	5
	酪農	小計		—	25
		酪農		(20)	20
		肉用牛	繁殖牛	(5)	5
	養豚	小計		—	15
肥育牛			(15)	15	
養豚			(20)	20	
採卵養鶏			(15)	15	
ブロイラー養鶏		(10)	10		

生産費統計における目標精度及び標本数

		区 分	目標精度	標本数
個	米	北 海 道	2.0	88
		都 府 県	2.0	725
		小 計	—	813
別	小麦	北 海 道	3.0	119
		都 府 県	2.5	417
		小 計	—	536
別	大豆	二 条 大 麦	6.0	70
		六 条 大 麦	8.0	47
		は だ か 麦	8.0	40
		そ ば	5.0	135
		大 北 海 道	4.0	73
		都 府 県	3.0	369
		小 計	—	442
		原 料 用 かんしょ	3.0	66
		原 料 用 ばれいしょ	2.0	82
		な た ね	5.0	59
営	子 牛	て ん さ い	2.0	75
		さ と う き び	3.0	114
		牛 北 海 道	1.0	239
		乳 都 府 県	2.0	196
		小 計	—	435
		子 牛	2.0	192
		乳 用 雄 育 成 牛	3.0	52
		交 雑 種 育 成 牛	3.0	58
		去 勢 若 齢 肥 育 牛	2.0	310
		乳 用 雄 肥 育 牛	2.0	91
体	肥 育 豚	交 雑 種 肥 育 牛	2.0	101
		肥 育 豚	2.0	173

		区 分	目標精度	標本数
組 織 法 人	經 營 体	米	3.0	52
		小 麦	6.0	33
		大 豆	6.0	38

3 上記により決定した標本数を経営規模階層別に配分し(*)、各階層の都道府県ごとの母集団の大きさに応じて(比例配分)都道府県別の標本数を決定しています。

*: ネイマンの最適配分を適用

2 今回の標本設計において、目標精度の変更を行うものがみられるが、全体の目標精度に係る変更状況はどのようになっているのか。また、当該目標精度の変更は、どのような考え方にに基づき設定しているのか。今回、変更しても利活用面での支障はないのか。

(注) 例えば、営農類型別経営統計（個別経営体）における水田作経営（都府県）においては目標精度を1.2%から2.0%に、米生産費統計（都府県）及び牛乳生産費統計（都府県）においては目標精度を1.0%から2.0%に変更することとしている。

<回答>

現行及び今回の見直しにて設定した目標精度は下表のとおりです。

営農類型別経営統計における目標精度

区 分		目標精度（目標標本数）		区 分		目標精度（目標標本数）		
		現行	見直し後			現行	見直し後	
個 別 営 農 類 型 別	水田作	北海道	2.5	2.5	組 織 法 人 類 別	水田集落営農	4.0	4.0
		都府県	1.2	2.0		水田集落営農以外	7.0	7.0
		小計	1.2	—		畑作小計	4.0	—
	畑作	北海道	2.5	2.5	畑作	(30)	(40)	
		都府県	3.5	3.5	野菜露地	(20)	(30)	
		小計	2.5	—	野菜施設	(15)	(30)	
	野菜作	露地	2.5	2.5	小計	—	—	
		施設	3.0	3.0	果樹作	(15)	(30)	
		小計	—	—	花き露地	(5)	(5)	
	果樹作	露地	3.5	3.5	花き施設	(15)	(20)	
		施設	(50)	(50)	小計	—	—	
		小計	(50)	(50)	酪農	(15)	(20)	
	花き作	北海道	2.0	2.0	肉用繁殖牛	(5)	(5)	
		都府県	2.0	2.0	肉用肥育牛	(10)	(15)	
		小計	2.0	—	牛小計	—	—	
	酪農	北海道	2.0	2.0	養豚	(10)	(20)	
		都府県	2.0	2.0	探卵養鶏	(10)	(15)	
		小計	2.0	—	ブロイラー養鶏	(10)	(10)	
	肉用牛	繁殖牛	4.0	4.0	任 意 類 別	水田作（集落営農任意）	3.5	
		肥育牛	4.0	4.0				
小計		—	—					
養豚	北海道	3.5	3.5					
	都府県	(50)	(50)					
	小計	(50)	(50)					
探卵養鶏	北海道	(50)	(50)					
	都府県	(50)	(50)					
	小計	(50)	(50)					
その他	北海道	(50)	(50)					
	都府県	(50)	(50)					
	小計	(50)	(50)					

生産費統計における目標精度

区 分		目標精度（目標標本数）		区 分		目標精度（目標標本数）	
		現行	見直し後			現行	見直し後
個 別 営 農 類 型 別	米	北海道	2.0	2.0	組 織 法 人 類 別	米	3.0
		都府県	1.0	2.0		小麦	6.0
		小計	1.0	—		大豆	6.0
	小麦	北海道	3.0	3.0			
		都府県	2.5	2.5			
		小計	2.0	—			
	二条大麦	北海道	6.0	6.0			
		都府県	8.0	8.0			
		小計	8.0	8.0			
	六条大麦	北海道	8.0	8.0			
		都府県	8.0	8.0			
		小計	5.0	5.0			
	はだか麦	北海道	4.0	4.0			
		都府県	3.0	3.0			
		小計	3.0	—			
	そば	北海道	3.0	3.0			
		都府県	2.0	2.0			
		小計	2.0	—			
	大豆	北海道	3.0	3.0			
		都府県	2.0	2.0			
小計		2.0	—				
原料用かんしょ	北海道	3.0	3.0				
	都府県	2.0	2.0				
	小計	2.0	—				
なたね	北海道	5.0	5.0				
	都府県	2.0	2.0				
	小計	3.0	3.0				
てんさい	北海道	1.0	1.0				
	都府県	1.0	2.0				
	小計	1.0	—				
さとうきび	北海道	2.0	2.0				
	都府県	3.0	3.0				
	小計	2.0	—				
牛乳	北海道	2.0	2.0				
	都府県	3.0	3.0				
	小計	3.0	3.0				
子牛	北海道	2.0	2.0				
	都府県	2.0	2.0				
	小計	2.0	2.0				
交雑種肥育牛	北海道	2.0	2.0				
	都府県	2.0	2.0				
	小計	2.0	2.0				
去勢若齢肥育牛	北海道	2.0	2.0				
	都府県	2.0	2.0				
	小計	2.0	2.0				
肥育豚	北海道	2.0	2.0				
	都府県	2.0	2.0				
	小計	2.0	2.0				

1 個別経営体

営農類型別経営統計（水田作・都府県）〈目標精度：1.2%〉、米生産費（都府県）及び牛乳生産費（都府県）〈同：1.0%〉については、農産物の価格算定に直接的に利用されてきたことから高い目標精度を維持し、調査を行ってきました。

しかし、近年、経営規模の拡大や農業経営の法人化が進展してきたこと、調査結果の利用面で価格算定の直接的な利用から所得政策の間接的な利用に変更になってきたことを踏まえ、今回の見直しにおいて組織法人経営体の生産費統計を新設するとともに、調査対象の負担軽減と予算及び人的リソースの減少への対応を図るため、目標精度を見直し必要標本数の削減を行うこととしたところです。

なお、目標精度の変更に当たっては、施策転換の経緯等を踏まえ、省内関係部局と十分な協議を行った上で見直すこととしたところであり、今回の変更による利活用面での支障はないものと考えています。

2 組織法人経営体

水田作及び新たに作成する農産物生産費統計については、目標精度を設定していますが、他の営農類型については、目標精度を設定して標本数を決定するには母集団が小さく、抽出率が非常に高くなるなどの理由により、目標標本数を設定しているところです。

3 その一方で、営農類型別経営統計（個別経営体）における「花き」など、目標精度を設定せず、目標標本数を設定しているものがみられる。どのような品目がどのような考え方により設定されているのか。また、これらの実績精度はどのようにになっているか。今回、目標標本数に変更がある場合、利活用面での支障はないのか。

<回答>

営農類型別経営統計（個別経営体）の標本数及び標本配置を設計するに当たっては、その集計結果に対する施策的な重要度や利活用状況を考慮しながら、省内関係部局と調整の上で設定しているところです。

前回同様、今回の見直しにおいても、「花き作（露地花き、施設花き）」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」については、その利活用状況等を踏まえ、それぞれ50経営体を目標標本数として定めたものです。また、「その他」についても、個別経営体の全平均や主副業別等の経営形態ごとの経営状態の分析等が可能となるよう、露地花き等の経営体同様、50経営体を目標標本数としているものです。

なお、今回の見直しにおいて、目標標本数を変更した営農類型はありません。

目標標本数及び実績精度

区 分				目標標本数		実績精度(公表)
				現行	見直し後	平成26年
個 別 経 営	営 農 類 型	花 き 作	露 地	50	50	16.6
			施 設	50	50	7.1
	採 卵 養 鶏	50	50	9.2		
	ブ ロ イ ラ ー 養 鶏	50	50	7.8		
	そ の 他	50	50	—		

※「その他」経営の実績精度については、未計算。

4 今回調査で変更する規模階層区分は、どのような考えにより、どのような変更を行うのか。また、当該変更理由としている母集団構造の変化や新たな統計ニーズ等とは具体的にどのようなものか。設定する規模階層区分は適切か。

<回答>

今回の見直しでは、①営農類型別経営統計（個別経営）及び米の生産費統計（個別経営）については、大規模経営体の実態を詳細に把握するため、大規模階層区分を細分化、また、②なたね及びそばの生産費統計（個別経営）については、調査対象の下限基準を作付面積5a以上から10a以上に変更することに伴い下位階層区分を統合することとしています。なお、変更する規模階層区分については下表のとおりです。

規模階層区分の変更

1 営農類型別経営統計（個別経営）

営農類型	規模指標		規模階層区分											
			階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6	階層7	階層8	階層9	階層10	階層11	階層12
水田作経営	水田作付延べ面積	変更後	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～30.0	30.0ha以上	
		変更前	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0ha以上		
畑作経営	畑作付延べ面積	変更後	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～40.0	40.0～50.0	50.0ha以上
		変更前	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～40.0	40.0ha以上	
野菜作経営 (露地野菜作経営)	露地野菜作付延べ面積	変更後	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0ha以上				
		変更前	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0ha以上					

2 農畜産物生産費統計（個別経営）

品目	規模指標		規模階層区分										
			階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6	階層7	階層8	階層9	階層10	階層11
米	水稻作付面積	変更後	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～30.0	30.0ha以上
		変更前	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～15.0	15.0ha以上		
そば	そば作付面積	変更後	0.5ha未満		0.5～1.0	1.0～3.0	3.0ha以上						
		変更前	0.2ha未満	0.2～0.5	0.5～1.0	1.0～3.0	3.0ha以上						
なたね	なたね作付面積	変更後	0.5ha未満		0.5～1.0	1.0ha以上							
		変更前	0.2ha未満	0.2～0.5	0.5～1.0	1.0ha以上							

※ 網掛け部分が規模階層区分を変更する階層

当該規模階層区分は、以下を踏まえ変更するものです。

①大規模階層区分を細分化する営農類型別経営統計（個別経営）、米生産費（個別経営）

- 食料・農業・農村基本計画において、
 - ・ 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、担い手の農地利用面積の割合が今後10年間で全農地面積の8割となる農業構造の確立を目指す、
 - ・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への集積・集約化を推進する、こととされており、担い手の経営発展に資する分析・検証に用いられます。

- 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において今後10年間で担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減するという成果目標（KPI）の達成に向け、毎年の米の生産コストの分析・検証に用いられます。

これらの推進方針等を踏まえ、政策担当部局では、大規模経営体の詳細な把握が必要としています。

また、最新の2015年農林業センサスにおける母集団構造を見ると、小規模階層の母集団が縮小する一方で、大規模階層の母集団は拡大しており、大規模階層を細分化しても利用に対応できる標本数は確保可能と判断し変更するものです。

なお、母集団構造の変化については、下表のとおりです。

母 集 団 の 変 化

－ 2010年世界農林業センサスと2015年農林業センサスの比較 －

1 営農類型別経営統計（個別経営）

(1) 水田作経営

単位：経営体

規模区分	2010年	2015年	増減数	増減率(%)
計	897,419	732,890	▲ 164,529	▲ 18.3
0.5ha 未 満	336,713	262,011	▲ 74,702	▲ 22.2
0.5 ～ 1.0	281,165	221,561	▲ 59,604	▲ 21.2
1.0 ～ 2.0	161,050	134,691	▲ 26,359	▲ 16.4
2.0 ～ 3.0	48,167	43,452	▲ 4,715	▲ 9.8
3.0 ～ 5.0	34,312	32,678	▲ 1,634	▲ 4.8
5.0 ～ 7.0	13,080	13,537	457	3.5
7.0 ～ 10.0	9,429	9,801	372	3.9
10.0 ～ 15.0	7,027	7,469	442	6.3
15.0 ～ 20.0	3,209	3,607	398	12.4
20.0ha 以 上	3,267	4,083	816	25.0
20.0 ～ 30.0	2,342	2,776	434	18.5
30.0ha 以 上	925	1,307	382	41.3

(2) 畑作経営

単位：経営体

規模区分	2010年	2015年	増減数	増減率(%)
計	69,120	54,304	▲ 14,816	▲ 21.4
0.5ha 未 満	20,430	14,811	▲ 5,619	▲ 27.5
0.5 ~ 1.0	14,630	11,023	▲ 3,607	▲ 24.7
1.0 ~ 2.0	13,856	10,672	▲ 3,184	▲ 23.0
2.0 ~ 3.0	6,071	4,939	▲ 1,132	▲ 18.6
3.0 ~ 5.0	4,602	3,878	▲ 724	▲ 15.7
5.0 ~ 7.0	1,564	1,542	▲ 22	▲ 1.4
7.0 ~ 10.0	1,038	981	▲ 57	▲ 5.5
10.0 ~ 20.0	2,062	1,740	▲ 322	▲ 15.6
20.0 ~ 30.0	2,240	1,897	▲ 343	▲ 15.3
30.0 ~ 40.0	1,514	1,526	12	0.8
40.0ha 以 上	1,113	1,295	182	16.4
40.0 ~ 50.0	663	711	48	7.2
50.0ha 以 上	450	584	134	29.8

(3) 露地野菜作経営

単位：経営体

規模区分	2010年	2015年	増減数	増減率(%)
計	145,594	129,753	▲ 15,841	▲ 10.9
0.5ha 未 満	78,925	69,808	▲ 9,117	▲ 11.6
0.5 ~ 1.0	28,727	24,498	▲ 4,229	▲ 14.7
1.0 ~ 2.0	19,556	16,993	▲ 2,563	▲ 13.1
2.0 ~ 3.0	7,257	6,635	▲ 622	▲ 8.6
3.0 ~ 5.0	5,761	5,857	96	1.7
5.0 ~ 7.0	2,390	2,446	56	2.3
7.0ha 以 上	2,978	3,516	538	18.1
7.0 ~ 10.0	1,700	1,798	98	5.8
10.0ha 以 上	1,278	1,718	440	34.4

2 米生産費統計（個別経営）

単位：経営体

規模区分	2010年	2015年	増減数	増減率(%)
計	1,063,433	868,146	▲ 195,287	▲ 18.4
0.5ha 未 満	405,574	309,881	▲ 95,693	▲ 23.6
0.5 ~ 1.0	349,073	277,234	▲ 71,839	▲ 20.6
1.0 ~ 2.0	187,278	158,866	▲ 28,412	▲ 15.2
2.0 ~ 3.0	53,791	49,957	▲ 3,834	▲ 7.1
3.0 ~ 5.0	37,167	36,839	▲ 328	▲ 0.9
5.0 ~ 7.0	13,235	14,522	1,287	9.7
7.0 ~ 10.0	8,871	9,918	1,047	11.8
10.0 ~ 15.0	5,429	6,574	1,145	21.1
15ha 以 上	3,015	4,355	1,340	44.4
15.0 ~ 20.0	1,856	2,500	644	34.7
20.0 ~ 30.0	930	1,437	507	54.5
30.0ha 以 上	229	418	189	82.5

② 下位階層区分を統合するなたね及びそばの生産費統計（個別経営）

なたね及びそばの生産費統計については、経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付金単価算定に利用されており、この算定には作付面積10a以上の経営体の生産費が用いられています。

現行のなたね及びそばの生産費統計は、作付面積5a以上の経営体を対象に調査しているところですが、交付金単価算定に用いられるデータとの整合を図るため、今回の見直しにおいて作付面積10a以上の経営体を対象とするとともに、利活用の実態等を踏まえ、0.2ha未満及び0.2~0.5haの規模階層区分を0.5ha未満に統合するものです。

5 本調査は、5年ごとの農林業センサスの結果公表に合わせ、標本抽出を行っており、調査対象者は原則として5年間固定している。今回も、従前同様、標本抽出に伴い全ての標本を入れ替えることとなる中で、標本替えの前後で主要な統計に断層等は生じていないか。例えば、前回の標本替え時（平成24年）に係る前後の結果について、どのような評価を行っているか。断層等が生じている場合、標本抽出方法の変更等による改善の余地はないか。

<回答>

本調査については、5年ごとに農林業センサスの結果に基づき、最新の営農類型別・経営規模別に標本を無作為に抽出しています。

また、調査票は職員等が年間を通して調査対象経営体を訪問するなどの方法により回収していることから、回収率（98.4%）は極めて高いものとなっています。

このため、本調査における標本配置や集計結果は、特定の規模階層や特定の地域等に偏ったものとはなっておらず、標本の構造変化は母集団の構造変化を反映しているものと考えています。

加えて、毎年、経営収支の検証を生産統計、物価統計等により、経営耕地面積、家畜飼養頭羽数等の生産構造面の検証は農業構造統計、畜産統計により行い、妥当な検証結果が得られていることから、選定前後において断層や偏りが生じているとは認識していません。

参考：農業経営統計調査結果と他統計等の結果との比較（別紙3）

農業経営統計調査における過去2回の調査見直しに伴う調査対象経営体選定替え（平成20年及び24年）前後において、本調査結果の増減推移を他統計等の結果と比較したところ、選定替えの有無にかかわらずほぼ同一の傾向を示している。

(3) 報告を求める事項の変更

ア 調査票「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」）の新設

本調査のうち生産費を把握する調査については、従前、個別経営体のみを調査対象としていたが、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）等において、米、小麦及び大豆の生産コストの削減が求められていることから、組織法人経営体を対象としてこれらの品目の生産費を把握する調査票として、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」）を新設する。

これに伴い、従前の「経営台帳（組織法人経営体用）」の名称を「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」）に変更する。

(論点)

- 1 「日本再興戦略」改訂2015における米の生産コスト削減目標の対象とされている「担い手」とは具体的にどのような者を指しているのか。

<回答>

「日本再興戦略」改訂2015において示された担い手は、以下のとおりとなっています。

個別経営：認定農業者^{*1}のうち、農業就業者^{*2} 1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等^{*3}となる個別経営体

組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体

- *1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者をいいます（平成27年6月末現在の認定農業者数は、247,029経営体）。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）（抄）

第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- *2 農業就業者とは、年内に自営農業（自家農業に農作業受託を加えたもの）労働に60日以上従事した家族をいいます。

- *3 「他産業所得と同等」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（基本構想）において、主たる従事者1人当たりの年間農業所得の目標を、市町村毎に地域における他産業従事者の所得を参考に設定しているものをいい、概ね350～600万円程度となっています。

2 本調査において従前から個別経営体を対象に把握している生産費と、今回新たに組織法人経営体を対象に把握することとしている生産費との関係で、それぞれの経営体の特性等の観点から、調査内容面での類似点や相違点について説明願いたい。

組織法人経営体の農産物生産費統計から得られるどのような情報（データ）が生産コストの削減の検討に資すると考えているのか（具体的にどのような分析を行い、どのような利活用を想定しているのか。）。また、どのような統計表を想定しているのか。

<回答>

1 組織法人経営体の生産費は、個別経営体を対象に把握している生産費と同様に、対象品目の生産コストを把握するものであり、調査内容についても個別経営体で把握する内容を基本に設定しています。

ただし、「調査客体概況」で把握する一部の項目については、次の理由から個別経営体と相違しています。

① 構成員数等（構成員数、構成農家世帯数）、設立年次等（設立年次、法人化年次、株式会社化等年次、集落営農か否か）

組織法人経営体の基本的な概況を把握するために設定しています。

② 調査作物の受託状況別面積

組織法人経営体は、個別経営体に比べて作業受託が多いという特徴があるため（下表参照）、生産コストを的確に把握するための負担割合の確認や、農機具等の効率的な利用によるコスト低減効果等の分析としての利用を想定しています。

水田作経営における個別経営体と組織法人経営体の農業粗収益構成比

項目	単位	個別経営体	水田作作付面積 20ha以上	組織法人経営体
農業粗収益 (共済・補助金等受取金含む。)	%	100.0	100.0	100.0
作物収入	〃	77.6	57.0	59.3
農作業受託収入	〃	2.4	4.6	10.0
その他	〃	20.0	38.4	30.7

資料：平成25年営農類型別経営統計

2 組織法人経営体の農産物生産費統計から得られる結果は、全体のコストを把握するとともに、その内訳である肥料費、農業薬剤費、農機具費、労働費等の費目別の構成割合や、時系列にみた増減率等から各費目の増減要因等を分析し、コスト削減の対象費目、方法等の検討に利用されることを想定しています。

また、組織法人経営体は、一般に個別経営体よりも作付面積が大きいことから、大規模化した際の生産コストの実態について、現在よりきめ細かく分析することが可能になると考えられます。

なお、統計表は別紙7-9を想定しています。

- 3 「なたね、そば等生産費調査」と本調査との関係に関し、以下について説明願いたい。
- ① 「なたね、そば等生産費調査」の概要について説明願いたい（調査結果の利活用等を含む。）。また、調査内容面において、同調査と今回調査（組織法人経営体の農産物生産費統計）の間での類似点や相違点について説明願いたい。
 （特に「調査客体概況」において、「なたね、そば等生産費調査」では把握していなかった「構成員数等」「設立年次等」及び「調査作物の受託状況別面積」を把握する理由等）
- ② 前回答申（平成23年7月22日付け府統委第90号）において、「なたね、そば等生産費調査」のうち個別経営体に係る生産費を把握する部分を本調査に統合する一方で、組織法人経営体に係る生産費を把握する部分について中止した理由は何か。

<回答>

- 1 「なたね、そば等生産費調査」は、農業者戸別所得補償制度*1の制度設計に資することを目的に、生産費を把握していなかった品目を対象として平成21年産から急遽実施しました。

この際、同調査では、農業者戸別所得補償制度の具体的設計が明確ではなかったことから、主要品目について、個別経営体とは別に、組織法人経営体の米、小麦及び大豆を対象とする調査を組み入れて把握することとしたものです。

*1 「農業者戸別所得補償制度」とは、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的に、①米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね、②水田については、①に加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物を対象作物として、対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農に対して直接交付する制度として、平成23年度～24年度に実施した。

なたね、そば等生産費調査の調査対象

個別経営体	組織法人経営体
なたね	米
そば	小麦
二条大麦	大豆
六条大麦	
はだか麦	

農業者戸別所得補償制度の対象品目

米、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、でん粉原料用ばれいしょ、てん菜、そば、なたね

- 2 しかしながら、平成22年度から導入された米の戸別所得補償モデル事業、23年度から本格実施された農業者戸別所得補償制度において、交付単価を算定するに当たって、個別経営体の生産費結果が活用され、組織法人経営体に関するデータの利活用がなかったことから、調査に必要なマンパワーを重点化するため、「なたね、そば等生産費調査」の

うち、組織法人経営体を対象とする調査については中止することとしたものです。

- 3 「なたね、そば等生産費調査」は、前述のとおり農業者戸別所得補償制度の制度設計に資するため急遽実施したものであり、調査項目も制度設計に必要な項目に限定したものととなっています。

近年、組織法人経営体の経営体数が増加し、食料・農業・農村基本計画においても法人化を推進するとされており、また、主要品目の生産コストの削減が求められていることから、個別経営体に加えて組織法人経営体の実態を明らかにすることを目的に、組織法人経営体の米、小麦及び大豆を対象とした生産費を把握することとしました。

本調査については、コスト低減に向けた実態把握と対策等の検討に資するため、労働力や農機具などの適正配分による効率的な生産体系の検討に必要な情報として「構成員数等」、「設立年次」及び「調査作物の受託状況別面積」を把握します。

- | |
|--|
| 4 利活用、報告者負担、組織法人経営体における把握可能性の観点からみて、今回調査における調査対象、品目（米、小麦及び大豆）、調査内容の設定は適切か。 |
|--|

<回答>

組織法人経営体における生産費の調査対象品目とする米、小麦及び大豆は、水田フル活用を推進する上での主要な戦略作物に位置づけられている等、施策的に重要な品目に限定して把握することから、報告者負担の観点からも必要最小限の範囲にとどめており妥当と考えます。

また、現行実施している個別経営体を対象とした農産物生産費統計と調査事項が類似していること、過去に一般統計により実施した実績があることから、調査内容の設定は適当であり、過去の経験とノウハウを活かした調査の実施が可能と考えます。

イ 営農類型別経営統計における指定部門の削減・廃止及びこれに伴う調査事項の変更

本調査は、従前、営農類型の農業収入に占める割合の高い生産物を「指定部門」として設定し、当該営農類型の経営収支等とともに当該営農類型の各部門における経営収支等を公表してきたが、報告者負担の軽減等の観点から、以下の基準により、指定部門を削減・廃止する。

- ① 生産費統計の対象品目と重複する品目を削減
- ② 露地野菜作経営及び施設野菜作経営においては野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）、果樹作経営においては果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）で指定されている品目以外を削減
- ③ 当該営農類型対象経営体の農業収入のほとんどが当該営農類型名と同一の指定部門の収入である品目を削減

また、これに伴い、「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」）において部門別の把握を廃止するなど、所要の変更を行う。

【別添4参照】〔43～47ページ〕

【個別経営】 営農類型及び指定部門		【個別経営】 営農類型及び指定部門	
水田作経営	稲作	(廃止)	水田作経営
	麦類作	(廃止)	
	豆類作	(廃止)	
畑作経営 (北海道)	麦類作	(廃止)	畑作経営 (北海道)
	ばれいしょ作	ばれいしょ作	
	豆類作	(廃止)	
	その他工芸作	(廃止)	
畑作経営 (都府県)	麦類作	(廃止)	畑作経営 (都府県)
	かんしょ作	かんしょ作	
	ばれいしょ作	ばれいしょ作	
	豆類作	(廃止)	
	茶作	茶作	
	さとうきび作	(廃止)	
	露地キャベツ	露地キャベツ作	
露地野菜作 経営	露地ほうれんそう	露地ほうれんそう作	露地野菜作 経営
	露地レタス	露地レタス作	
	露地白ねぎ	露地白ねぎ作	
	露地だいこん	露地だいこん作	
	露地にんじん	露地にんじん作	
	その他の露地野菜	(廃止)	
	施設きゅうり	施設きゅうり作	
施設野菜作 経営	施設大玉トマト	施設大玉トマト作	施設野菜作 経営
	施設なす	施設なす作	
	施設ピーマン	(廃止)	
	その他の施設野菜	(廃止)	
果樹作経営	りんご作	りんご作	果樹作経営
	みかん作	みかん作	
	ぶどう作	ぶどう作	
	なし作	なし作	
	もも作	もも作	
露地花き作 経営	露地花き作	(廃止)	露地花き作 経営
	施設花き作	施設花き作	
施設花き作 経営	施設花き作	施設花き作	施設花き作 経営
酪農経営	酪農	(廃止)	酪農経営
繁殖牛経営	繁殖牛	(廃止)	繁殖牛経営
肥育牛経営	肥育牛	(廃止)	肥育牛経営
養豚経営	養豚	(廃止)	養豚経営
採卵養鶏 経営	採卵養鶏	(廃止)	採卵養鶏 経営
ブロイラー 養鶏経営	ブロイラー養鶏	(廃止)	ブロイラー 養鶏経営
【組織経営】 営農類型及び指定部門		【組織経営】 営農類型及び指定部門	
水田作経営	稲作	(廃止)	水田作経営
	麦類作	(廃止)	
	豆類作	(廃止)	
畑作経営	麦類作	(廃止)	畑作経営
	豆類作	(廃止)	

(論点)

1 指定部門とはどのような考えで設定されたものであり、調査結果は具体的にどのような形で分析等に活用されたか(代表的な統計表を示しながら説明願いたい。)

<回答>

平成16年の調査見直しにおいて、食料・農業・農村基本法及び同基本計画の施策の展開方向(農業経営の展望や経営を単位とした経営安定対策等)を考慮し、従来の農業経営動向統計*1及び農業経営部門別統計*2として実施していた調査体系から、複数作物の生産等一般的に行われている経営に着目した地域・営農類型ごとの農業経営を把握する現行の調査体系に変更しました。この調査見直しでは、営農類型別の経営実態に加え、当該営農類型における部門(品目)別の経営実態も補完的に把握することとし、営農類型別に指定部門の設定を行いました。

- *1 農業経営動向統計 : 販売農家を対象として農家経済全体の収支等を把握
- *2 農業経営部門別統計 : 農業の担い手及びこれに準ずる層と考えることができる一定規模(経営主夫婦の年間自営農業労働日数の合計が360日に相当する規模)以上の農家を対象として、農業経営全体と「稲作」、「酪農」等の経営部門別の経営収支を把握

例えば、水田作経営(指定部門;稲作、麦類作、豆類作)においては、稲作の収益性・生産性と転作作物である小麦、大豆の収益性・生産性との比較、部門間において労働時間や農機具等の配分(使用)を明らかにし、農業経営内における各部門間の相互関係などの経営実態を把握する等多方面から把握、分析を行うことが可能です。

調査結果は、各営農類型別に当該指定部門の取りまとめを行った調査対象経営体を集計し、経営全体の収支と当該指定部門の収支等について公表しています。

下表は、平成25年報告書に掲載している水田作経営のうち、稲作部門を把握している経営体における経営全体と稲作部門の統計表の一部です。

1 水田作経営(続き)

(2) 稲作経営

ア 全国(水田作付延べ面積規模別)(経営全体)

1 水田作経営(続き)

(2) 稲作経営(続き)

イ 全国(水田作付延べ面積規模別)(稲作部門)

(7) 部門の概況と分析指標

区 分	単位	平 均	区 分	単位	平 均
集 計 経 営 体 数	(1) 経営体	(1) 1,589	集 計 経 営 体 数	(1) 経営体	(1) 1,589
農 業 収 入 の 総 括			稲 作 部 門 の 概 況		
農 業 補 助 金 等 受 取 金	① (2) 千円	523	稲 作 作 付 面 積	(2) a	136.4
農 業 租 収 益	(3) #	2,397	水 稲 作 付 面 積	(3) #	136.2
農 物 収 入	(4) #	1,872	陸 稲 作 付 面 積	(4) #	0.2
うち 稲 類 作 類	(5) #	1,532	稲 作 生 産 量	(5) kg	7,027
うち 麦 類	(6) #	20	水 稲 生 産 量	(6) #	7,021
うち 豆 類	(7) #	24	陸 稲 生 産 量	(7) #	6
い も 類	(8) #	13	水 稲 販 売 数 量	(8) #	6,683
工 芸 農 作 物	(9) #	29	部 門 労 働 時 間	(9) 時間	429
野 果	(10) #	205	うち 部 門 家 族 労 働 時 間	(10) #	397
樹 木	(11) #	22	(ゆい・手間替受け含む。)		
花 産 品	(12) #	8	部 門 所 得	(11) 千円	353
畜 産 産 品	(13) #	16	部 門 租 収 益	(12) #	1,728
共 済 ・ 補 助 金 等 受 取 金	(14) #	402	うち 共 済 ・ 補 助 金 等 受 取 金	(13) #	196
うち 米 の 直 接 支 払 交 付 金	(15) #	155	うち 米 の 直 接 支 払 交 付 金	(14) #	155
農 業 経 営 費	(16) #	1,874	部 門 経 営 費	(15) #	1,375
うち 種 苗 ・ 苗 木	(17) #	87	うち 共 済 等 の 掛 金 ・ 拠 出 金	(16) #	19
肥 料	(18) #	189			
農 業 薬 剤	(19) #	140			
農 業 機 具	(20) #	119			
農 業 用 自 動 車	(21) #	97			
農 業 用 機 具	(22) #	484			
農 業 用 建 物	(23) #	114			
共 済 等 の 掛 金 ・ 拠 出 金	(24) #	27			
農 業 生 産 関 連 事 業 所 得	② (25) #	4			
農 業 外 所 得	③ (26) #	1,763			
年 金 等 の 収 入	④ (27) #	2,160			
総 所 得	①+②+③+④=⑤ (28) #	4,450			
租 税 公 課 諸 負 担	(29) #	634			
可 処 分 所 得	(30) #	3,816			

2 指定部門の削減及び廃止に際しての3基準に関し、具体的な内容について説明願いたい。

その際、以下の点について留意し、説明願いたい。

① 組織法人経営体について、これまで営農類型別経営統計の中で部門別に把握してきた事項は、農産物生産費統計により継続的に把握されるのか。

② 野菜生産出荷安定法や果樹農業振興特別措置法で指定されている品目にはどのようなものがあり、これらについて部門別に把握し、どのような分析等を行っているのか。

3 今回の見直しによって、今後公表しなくなる統計表について、統計の継続や利活用等との関係で支障はないか。

<回答>

1 現行の農畜産物生産費統計では、米、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、そば、大豆、いも類（原料用かんしょ、原料用ばれいしょ）、工芸農作物（なたね、てんさい、さとうきび）、牛乳、肉用牛（去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛、子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛）及び肥育豚の品目を調査しているところです。これらの品目の多くが、営農類型別経営統計における指定部門と同じ若しくは類似しており、生産費統計の調査項目と指定部門の調査項目の多くが重複している状況にあります。

(例) 水田作経営稲作部門と米生産費の農業経営収支項目の重複

○ 収入項目		○ 支出項目				
	営農類型 (稲作部門) (1経営体 当たり)	米生産費 (10a又は60kg 当たり)		営農類型 (稲作部門) (1経営体 当たり)	米生産費 (10a又は60kg 当たり)	
稲作収入	○	○	物財費	種苗・苗木	○	○
主産物	○	○		肥料	○	○
副産物	○	○		農業薬剤	○	○
共済・補助金	○	○		諸材料	○	○
				光熱動力	○	○
				農用自動車	○	○
				農機具	○	○
				農用建物	○	○
				賃借料	○	○
				作業委託料	○	○
				土地改良・水利費	○	○
				支払小作料	○	○
				物件税及び公課諸負担	○	○
				負債利子	○	○
				企画管理費	○	○
			包装荷造・運搬等料金	○	○	
			労働費	雇用労賃	○	○
				家族労働費	○	○
				自己資本利子・自作地地代	○	○

2 営農類型別経営統計の組織法人経営体における指定部門は、水田作経営及び畑作経営のみ、稲作（水田作経営のみ）、麦類作及び豆類作を設定しているところであり、この設定している指定部門で把握している収入及び支出項目については、新設する組織法人経営体を対象とする農産物生産費統計（米、小麦、大豆）にて継続的に把握することとなります。

3 野菜生産出荷安定法及び果樹農業振興特別措置法における指定品目は次のとおりです。

野菜生産出荷安定法及び果樹農業振興特別措置法における指定品目

法律	指定品目
野菜生産出荷安定法	キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス、きゅうり、トマト、なす、ピーマン
果樹農業振興特別措置法 (果樹農業振興基本計画)	うんしゅうみかん、その他かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

これらの品目については、需給・価格の安定のための各種施策が講じられており、施策の評価・検証に当該部門（品目）の結果が利用されているところです。

今回の見直しに係る省内関係部局との協議では、施策の評価・検証において代替するデータが存在しないなどの状況を考慮しつつ、野菜作、果樹作及び花き作においては、真に必要な部門（品目）に限定することとしたものです。

- 4 採卵養鶏経営及びブロイラー養鶏経営については、経営全体における収支のうち、当該部門の収支が大宗を占めており、これらの営農類型に指定部門を設定する必要性について省内関係部局と協議の上、廃止することとしたものです。

平成25年営農類型別経営統計（個別経営）調査結果

区 分		経営全体	当該部門
		千円	千円
採卵養鶏 経営	粗収益	47,877	46,696
	経営費	43,245	42,588
	所得	4,632	4,108
ブロイラー養鶏 経営	粗収益	106,487	106,163
	経営費	99,872	99,538
	所得	6,615	6,625

- 5 上記1～4に記述した状況に加え、他の設定部門についても利活用実績等を考慮し、今回の見直しにおいて削減又は廃止する部門を省内関係部局と協議の上、整理しました。

なお、かんしょ作及びばれいしょ作については、農産物生産費統計で「原料用かんしょ」及び「原料用ばれいしょ」の生産費を実施していますが、省内関係部局との協議において、

- ① 原料用と生食用の生産形態は全く異なり、掛かる費用にも違いがあること
- ② 食料・農業・農村基本計画における10年後の農業所得の試算において「かんしょ」及び「ばれいしょ」の所得を試算しており、これを評価するに当たっての代替し得るデータが他に存在しないこと

等の理由により継続して調査することとしたところです。

「食料・農業・農村基本計画」における農業所得の試算（抜粋）

（単位：億円）

品目	25年度	37年度
かんしょ	480	490
ばれいしょ	680	720

資料：「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）」農業経営等の展望について

試算の考え方： 農業所得については、需要面及び生産・流通面における生産額の増大に向けた取組及び生産コスト削減に向けた取組を通じ、今後の施策効果の発揮や関係者の努力が行われることを前提に、10年後に見込まれる品目ごとの農業所得を試算。

注： ここでの農業所得は、農業生産額から物的経費（農業経営費から雇用労働費、支払利子・地代を控除）を控除し、補助金を加算したものの。

- 6 当該変更については、上記のように、省内関係部局と十分な協議を行った上で見直すこととしたところであり、統計の継続及び利活用等に支障はないものと考えています。

ウ 組織法人経営体に係る営農類型別経営統計において他の企業統計との比較に資する調査事項の変更

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

(ア) 損益計算書 - 事業外収入及び事業外支出

組織法人経営体の事業外収入及び事業外支出について、一括で把握していた「事業外収支」を「営業外収支」及び「特別損益」に分けて把握する。

変更案

(6) 営業外収支の内訳（制度受取金、積立金を除く）

	収入計	支出計
配当利子	千円	/
歳費及び手当		
その他		

(7) 特別損益の内訳（特別償却を除く）

	収入計	支出計
資本補助金	千円	/
その他		

現行

(6) 事業外収支の内訳（制度受取金、積立金を除く）

	収入計	支出計
資本補助金	千円	/
配当利子		
歳費及び手当		
その他		

(論点)

- 1 組織法人経営体の「事業外収支」について、分けて把握することにより、利活用面でのどのような有用性があるのか。想定している統計表を示しながら説明願いたい。

<回答>

「営業外収支」及び「特別損益」を分離把握することにより、一般的な企業の収益性分析に用いられている「経常利益」の算出が可能となります（別紙4参照）。

このことにより、農業以外の産業との比較・分析を行うことが可能になります。

なお、想定している統計表章は別紙7-6(4)及び(6)のとおりであり、このことにより、農業以外の産業との比較・分析が可能となります。

2 報告者は、「事業外収支」の「その他」を「営業外収支」及び「特別損益」のそれぞれの「その他」に分割して計上することになるが、正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

<回答>

法人が作成する決算書類等から職員又は統計調査員が整理する項目であり、調査要領、調査員マニュアル等へ分かりやすく記述し、計上誤りが生じないように指導する予定です。

なお、現行は、調査対象経営体が作成する決算書において営業外収支、特別収支別に整理されているものを合計して計上していますが、見直し後は合計する必要がなくなることから、計算ミス等の防止になると考えます。

(参考) 農業経営統計調査の調査科目と決算書の内容例

調 査 科 目	該 当 す る 科 目 例
営業外収支	
営業外収益	
配当利子	受取利息・割引料、受取配当金
歳費及び手当	議員の歳費、委員・役員手当、謝金
その他	雑収入
営業外費用	
その他	繰延資産償却費、雑損失
特別損益	
特別利益	
資本補助金	国庫補助金
その他	固定資産売却益、貸倒引当金戻入額
特別損失	
その他	期間外費用、固定資産売却損、固定資産除去損、固定資産圧縮損

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

(イ) 損益計算書 - 科目配賦表（総括表）

組織法人経営体の損益計算書における事業費用の科目について、「生産現物関連事業費」を「上記以外の関連事業原料費」に、「給料」を「人件費」にそれぞれ名称変更するとともに、人件費の内訳区分として「役員報酬」を追加する。

（現行と変更案については、【別添4参照】〔48ページ〕参照）

※ 本件変更のほか、指定部門の削減・廃止に伴う調査事項の変更についても審議（11ページ参照）

(論点)

- ・ 報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

<回答>

法人が作成する決算書類等から職員又は統計調査員が整理する項目であり、調査要領、調査員マニュアル等へ分かりやすく記述し、計上誤りが生じないように指導する予定です。

なお、「上記以外の関連事業原料費」は、農業生産関連事業に使用した生産原価のうち、他の科目に該当しない農畜産物等の原材料費を計上(例えば、農産加工を行っている場合、調査対象が生産した農畜産物、購入した農畜産物等の原料費用を計上) するために設けている項目です。これまで「生産現物関連事業費」と分かりにくい名称となっていたことから、変更することにより分かりやすい名称になると考えます。

また、「役員報酬」は、決算書において整理されている項目から転記が可能なことから、正確な回答が得られると考えます。

(参考)「上記以外の関連事業原料費」の範囲

経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））【見直し後】

2 損益計算書

(8) 科目配賦表（総括表）

種 類		
事 業 費 用	期 中 棚 卸 増 減 種 苗 ・ 苗 木 費	
	動 物 費	
	肥 料 費	
	飼 料 費	
	農 業 薬 剤 費	
	諸 材 料 費	
	修 繕 費	
	光 熱 動 力 費	
	賃 借 料	
	作 業 委 託 料	
	土 地 改 良 ・ 水 利 費	
	租 税 公 課	
	労務費	構 成 員 用 雇
	地 代	員 内 借 入 地
		員 外 借 入 地
	減 価 償 却 費	
	上記以外の関連事業原料費	
		うち内部（関連事業消費分）
	その他	農 業 共 済
制 度 積 立 金 等		

これらの科目に分類されない、農業生産関連事業に要した農畜産物等の原材料費を計上

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

(ウ) 調査客体概況 - 事業従事者数

事業従事者数の内訳として「役員」を追加する。また、農業従事者数について、主たる従事者の「平均年齢」を把握する項目を追加するとともに、従前の「常時雇用者」を「常用雇用者」に項目名を変更した上で、内数として「7か月以上雇用」を把握する項目を追加する。さらに、常用雇用者の範囲に関する注記を追加する。

変更案

(7) 事業従事者数

		男		女	
		管理部門専従		管理部門専従	
構	成	人	人	人	人
	員				
役員	構				
	成				
員	主たる従事者				
	平均年齢	歳	歳		
農業従事者数	65歳未満	人	人		
	60日以上				
常用雇用者	150日以上				
	7か月以上雇用				
	臨時雇用者（延べ人日）				

記入注意：

- 1 「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない、又は雇用契約期間が1か月以上の雇用者をいいます。
- 2 常用雇用者のうち「7か月以上雇用」欄は、雇用契約期間の定めがない雇用者も含めて記入してください。
- 3 「臨時雇用者（延べ人日）」欄は、男女合計の延べ人日を「男」の欄に合わせて記入してください。なお、延べ人日とは、臨時雇用総労働時間を8（時間）で除して求めます。

管理部門専従とは

農作業など等の現場労働に従事せず、事務などの管理部門に関わる労働（販売に関わる労働を含む）のみに専従する人をいいます。

現行

(7) 事業従事者数

		男		女	
		管理部門専従		管理部門専従	
構	成		人		人
	員				
農業従事者数	主たる従事者				
	65歳未満				
常時雇用者	60日以上				
	150日以上				
	臨時雇用者（延べ人日）				

管理部門専従とは

農作業など等の現場労働に従事せず、事務などの管理部門に関わる労働（販売に関わる労働を含む）のみに専従する人をいいます。

記入注意： 「臨時雇用者（延べ人日）」欄は、男女合計の延べ人日を「男」の欄に合わせて記入してください。なお、延べ人日とは、臨時雇用総労働時間を8（時間）で除して求めます。

(論点)

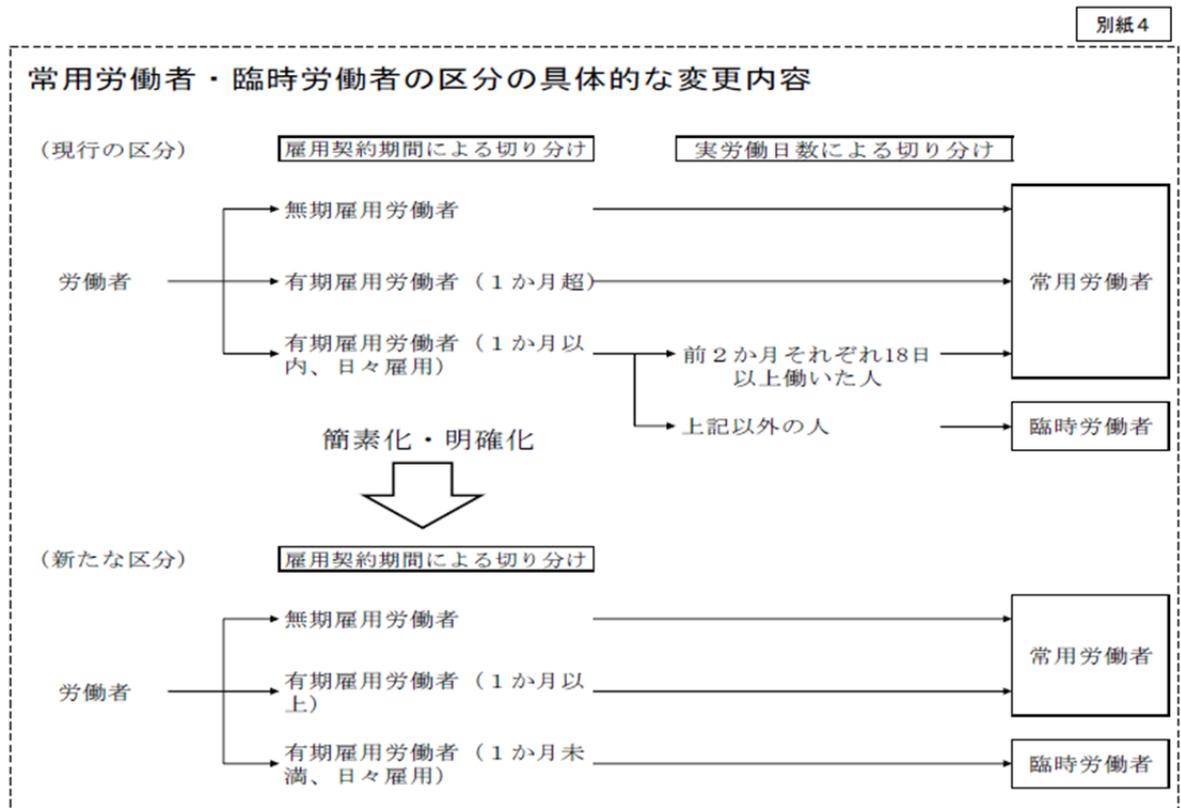
1 変更後の「常用雇用者」の範囲については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。)に合わせて、「雇用契約期間の定めがない、又は雇用契約期間が1か月以上の雇用者」としているが、現行の「常時雇用者」の定義はどのようなものか。変更後の「常用雇用者」との違いは何か。また、常用雇用者のうち「7か月以上雇用」を追加して把握する理由は何か。どのような利活用を想定しているのか。

<回答>

現行の「常時雇用者」は、組織法人の構成員以外で、あらかじめ年間7か月以上の契約で雇用した者としており、「常用雇用者」に含まれることになります。

「常時雇用者」は、食料・農業・農村基本計画に付帯して策定された「農業経営モデル」において、法人の労働力確保の指標として本調査結果の常時雇用者(常勤雇用者数)が利用されており、この動向を明らかにする必要があることから、7か月以上雇用として引き続き把握することとしたものです。

(参考) 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(抄)



2 今回の調査事項の変更により、具体的にどのような利活用を想定しているのか。どのような統計表を想定しているのか（特にどのような企業統計との比較が可能となり、どのような分析を行うことが想定されるかなどについて説明願いたい。）。

<回答>

「役員」は、組織法人経営体における基本的な指標として把握するものであり、また、構成員と同様に男女別の人数を把握することにより、女性の参画状況の比較・分析も可能になると想定しています。

「主たる従事者の平均年齢」は、農業従事者の高齢化という状況を踏まえ、組織法人経営体の主たる従事者の年齢構造を把握し、担い手の育成・確保に係る検討に資することが可能になると想定しています。

「常用雇用者」は、他産業と農業、又は農業の営農類型間における労働力の調達状況（構成員と常用雇用者の状況、常用雇用者における男女の状況）の違いが明らかになることを想定しています。

常用雇用者のうち「7か月以上雇用」は、食料・農業・農村基本計画に付帯して策定された「農業経営モデル」において、法人経営体の経営形態の指標として「常時雇用者」が活用されており、引き続き把握する必要があります。

なお、変更後の統計表は別紙7-6(2)を想定しています。

3 報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

<回答>

職員又は統計調査員が、調査対象経営体への聞き取り等によって取りまとめる項目であり、調査要領、調査員マニュアル等へ分かりやすく記述し、計上誤りが生じないように指導する予定です。

エ 農業以外の一般的な貸借対照表の項目名に合わせるための項目名の変更

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

(ア) 貸借対照表 - 流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表

組織法人経営体の貸借対照表における資本（純資産）の科目名を貸借対照表における一般的な名称に変更する。（現行と変更案については、【別添4参照】〔45ページ〕参照）

※ 本件変更のほか、指定部門の削減・廃止に伴う調査事項の変更についても審議（11ページ参照）

(イ) 調査客体概況 - 投資と資金

期中投資額の内訳区分のうち、「建物」を「建物・構築物」に、「自動車」を「車両・運搬具」に、「農機具」を「機械・装置」にそれぞれ項目名を変更する。

変更案

現行

		金額	
			農業
期中借入金	長期借入金	千円	
	短期借入金		
期中返済額	長期借入金		
	短期借入金		
期中投資額	土地		千円
	建物・構築物		
	車両・運搬具		
	機械・装置		

		金額	
			農業
期中借入金	長期借入金	千円	
	短期借入金		
期中返済額	長期借入金		
	短期借入金		
期中投資額	土地		千円
	建物		
	自動車		
	農機具		

(論点)

- ・ 報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

<回答>

法人が作成する決算書類等から職員又は統計調査員が整理する項目であり、調査要領、調査員マニュアル等へ分かりやすく記述し、計上誤りが生じないように指導する予定です。
 なお、資本（純資産）について、貸借対照表における一般的な資本の名称に変更することから、記入の正確性が保たれると考えます。
 また、期中投資額の区分についても、決算書における一般的な固定資産の名称に変更することから、記入の正確性が保たれると考えます。

(参考) 農業経営統計調査の純資産に係る調査科目と決算書の内容例

調 査 科 目	該 当 す る 科 目 例
純資産	
資本金・出資金	資本金
資本剰余金	資本準備金、その他資本剰余金
利益剰余金	利益準備金、その他利益剰余金
うち任意積立金	特別積立金、機械装置圧縮積立金、退職給与積立金、 ^{注)} 農業経営基盤強化準備金
うち繰越利益剰余金	繰越利益剰余金
その他の純資産	自己株式、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、新株予約権

注：農業経営基盤強化準備金を損金としている場合、利益剰余金の積立ではなくその他の固定負債へ計上する。

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

オ 調査客体概況 - 構成員の状況等

組織法人経営体の構成員の状況等について、出資者数の男女別内訳を削除するとともに、出身世帯の内訳を農家世帯と非農家世帯に集約化する。

変更案

現行

(6) 構成員の状況等

出資者数 (自然人)	計	人
出身世帯	農家世帯	戸
	非農家世帯	
出資構成	個人	万円
	非従事構成員	
	農協・農協連合会	
	関連会社 その他の団体	
組織は特定農業法人ですか。 (該当するものを○で囲む)		特定農業法人 である
集落営農の範囲はどこまでですか。 (該当するものを○で囲む)		同一集落内 同一市町村内 市町村外

記入注意:

- 「出資構成」欄は、法人出資者も含めた出資の構成（金額）について、「個人」「農協・農協連合会」「関連会社」「その他の団体」別に記入してください。
- 集落営農の範囲は、集落営農を行っている組織のみ記入してください。
なお、範囲については組織の事務所・施設（または代表者の住家）の所在地を起点として、該当するものを○で囲んでください。

(6) 構成員の状況等

出資者数 (自然人)	男	人
	女	人
出身世帯	個別経営体	主業
		準主業
		副業的
		非農家世帯
出資構成	個人	万円
	非従事構成員	
	農協・農協連合会	
	関連会社 その他の団体	
組織は特定農業法人ですか。 (該当するものを○で囲む)		特定農業法人 である
集落営農の範囲はどこまでですか。 (該当するものを○で囲む)		同一集落内 同一市町村内 市町村外

記入注意:

- 「出資構成」欄は、法人出資者も含めた出資の構成（金額）について、「個人」「農協・農協連合会」「関連会社」「その他の団体」別に記入してください。
- 集落営農の範囲は、集落営農を行っている組織のみ記入してください。
なお、範囲については組織の事務所・施設（または代表者の住家）の所在地を起点として、該当するものを○で囲んでください。

(論点)

- 農林業センサスでは、男女別経営者数をどのような調査事項から把握しているのか(同センサスの調査票の該当部分を示しながら説明願いたい)。また、農林業センサス及び本調査の結果から得られた男女別経営者数の推移はどうか(農林業センサス：平成22年及び27年結果。本調査：平成22～27年結果)。両調査の男女別経営者数に係る結果を比較して、どのように評価しているか。

<回答>

農林業センサスにおいては、組織経営体における農業経営内部の労働力について、経営の責任者・役員・構成員のうち、過去1年間に農業経営に従事（管理労働を含む）した者を男女別・従事日数階層別に把握しています。

農林業センサスにおける経営者数の推移、本調査における男女別出資者数の推移は、次のとおりです。

2015年農林業センサス 農林業経営体調査票（該当部分）

組織経営の方のみ記入してください。

【3】農業経営内部の労働力
 経営の責任者・役員・構成員のうち、過去1年間に農業経営に従事した人について、従事日数別に実人数を記入してください。

	男			女				
	実人数(人)			実人数(人)				
1～29日	303	8	8	8	304	8	8	8
30～59日	305	8	8	8	306	8	8	8
60～99日	307	8	8	8	308	8	8	8
100～149日	309	8	8	8	310	8	8	8
150～199日	311	8	8	8	312	8	8	8
200～249日	313	8	8	8	314	8	8	8
250日以上	315	8	8	8	316	8	8	8
計	301	8	8	8	302	8	8	8

注：従事日数には、管理労働を含みます。
 常雇、臨時雇の労働力は含みません。

農林業センサス結果における経営者数の推移
 （販売目的の組織法人1経営体当たり）

区 分	単位	平成22年	27
経営者	人	8	8
男	〃	6	6
女	〃	2	2

農業経営統計調査結果における出資者数の推移
 （組織法人1経営体当たり（経営形態別経営統計））

区 分	単位	平成22年	23	24	25	26
出資者数	人	12	11	11	12	12
男	〃	10	9	9	10	10
女	〃	2	2	2	2	2

両調査の結果を比較すると、本調査の出資者数が上回っていますが、これは、出資のみを行い、農業経営には従事していない者が含まれていることによるものです。

なお、男女別の人数についてみると、両調査ともほとんど変動がないという状況にあります。

2 上記1とも関連するが、出資者数の男女別内訳に係る調査結果により、どのような分析を行い、どのように活用しているのか（統計表を示しながら説明願いたい。）。

<回答>

出資者数の男女別内訳については、組織法人経営体の経営概況の一端として出資者の男女比等の状況を把握することを目的として整理していましたが、

①これまで、この男女比等を用いた分析や組み替え集計の実績がないこと、

②組織法人経営体の経営実態を把握する上で、出資者の男女別人数については重要度が低いと考えられること

等の理由から、出資者数のみの把握に見直すこととしたものです。

3 農林業センサスは5年周期であり、また、男女別経営者数と本調査事項の出資者数は同一でない場合も考えられる中で、代替が可能と考える理由は何か。

<回答>

農林業センサスにおける男女別経営者数には、出資のみを行った者が含まれていないという違いがありますが、

①本調査において、出資者数は引き続き把握すること、

②本調査のこれまでの結果から、年次別の男女別人数に大きな変動がなく、5年周期の結果で十分であると考えられること

等の理由により、代替が可能と判断したところです。

4 主業、準主業及び副業的農家に係る結果をどのように活用していたのか（統計表を示しながら説明願いたい。）。また、統計ニーズが低下したとしているが、その背景・理由は何か。また、本調査項目を削除することにより、利活用等の面での支障はないのか。

<回答>

組織法人経営体の構成要素の一端として把握・表章をしてきましたが、行政的な利活用や、主業、準主業及び副業的農家の構成員数を用いた分析は見られませんでした。

なお、省内関係部局へ照会を行ったところ、継続を要望する意見等はなかったことから支障はないと考えています。

平成26年農業経営統計調査（組織法人経営体）

区 分	単 位	経 営 形 態 別
構成員の状況		
出資区分別構成世帯数		
主 業 農 家	戸	2
準 主 業 農 家	〃	2
副 業 的 農 家	〃	6
非 農 家	〃	1

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

カ 調査客体概況 - 経営耕地面積等

経営耕地面積等について、「耕地以外の土地」を把握する事項を追加する。

変更案

現行

(9) 経営耕地面積等

		借入地	
		(構成員から)	(構成員以外から)
	自作地 (組織所有)	a	a
経営耕地	田		
	畑		
	普通畑		
	樹園地		
	牧草地		
	耕地以外の土地		

(9) 経営耕地面積等

		借入地	
		(構成員から)	(構成員以外から)
	自作地 (組織所有)	a	a
田			
	畑		
	普通畑		
	樹園地		
	牧草地		

(論点)

- 1 本調査事項については、具体的にどのような分析を行い、どのように利活用しているのか（統計表を示しながら説明願いたい）。

<回答>

組織法人経営体の経営耕地面積規模の指標になるとともに、借入地の多寡、借入地は組織内で借り入れているものか、組織外から借り入れているものかなど経営耕地の調達状況を分析する際に活用しています。

平成26年農業経営統計調査（組織法人経営体）

区 分	単位	経営形態別	水田作	畑作	露地野菜作	酪農
経営耕地面積	a	2,625.1	3,457.7	4,419.5	3,178.7	9,197.5
田	"	1,331.7	3,367.8	166.5	134.8	92.5
普通畑	"	831.8	87.0	3,662.6	3,041.1	3,475.4
樹園地	"	80.5	2.9	590.4	2.8	-
牧草地	"	381.1	-	-	-	5,629.6
自作地	"	479.8	166.4	1,682.2	796.5	2,659.7
借入地	"	2,145.3	3,291.3	2,737.3	2,382.2	6,537.8
員内借入地	"	935.5	1,669.8	1,374.4	239.2	2,899.1
員外借入地	"	1,209.8	1,621.5	1,362.9	2,143.0	3,638.7

2 「耕地以外の土地」の追加により、分析や利用面でどのようなメリットを想定しているのか。

<回答>

耕地以外の土地には、組織法人経営体を使用する事務所、農機具倉庫、畜舎等の施設に利用している土地が該当します。

これら施設の面積については、経営台帳において把握しているところですが、その利用に供している土地の面積については把握していませんでした。

今回の見直しにおいて、耕地以外の土地を把握することにより、施設等の土地の調達状況（所有・借入別）が明らかとなり、生産原価における地代との関連や、経営規模の違いによる土地の調達状況の分析等に活用できるものと考えています。

3 「耕地以外の土地」について、報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

<回答>

法人が作成する決算書類等から職員又は統計調査員が整理する項目であり、調査要領、調査員マニュアル等へ分かりやすく記述し、計上誤りが生じないように指導する予定です。

なお、経営体が所有する土地台帳等から、耕地以外の土地の面積を転記するものであることから、記入の正確性は保たれると考えます。

キ 世帯員

「家計費推計者区分」欄の名称を「扶養区分」欄に変更する。

変更案

氏名 <small>（生計を共にしている人を記入。また、住込みの雇用人も含む。）</small>	経営主との続柄 <small>（続柄コードを参照して記入）</small>	性別	生年月 <small>（西暦）</small>	農業関与者区分 <small>（関与者に○）</small>	扶養区分	在宅状況		在宅月数 <small>（15日以上在宅した月数を記入）</small>	就業区分	備考
					<small>（農業関与者の扶養家族に○）</small>	年始め	年未			

記入注意：1 「経営主との続柄」欄は、具体的に記入（例えば父、娘）するか、右の「続柄コード」を参照して該当する番号を記入してください。なお、住込みの雇用人は「同居人」と記入してください。
2 「就業区分」欄は、具体的に記入（例えば会社勤務）するか、右の「就業区分コード」を参照して該当する番号を記入してください。

現行

氏名 <small>（生計を共にしている人を記入。また、住込みの雇用人も含む。）</small>	経営主との続柄 <small>（続柄コードを参照して記入）</small>	性別	生年月 <small>（西暦）</small>	農業関与者区分 <small>（関与者に○）</small>	家計費推計者区分	在宅状況		在宅月数 <small>（15日以上在宅した月数を記入）</small>	就業区分	備考
					<small>（農業関与者の扶養家族に○）</small>	年始め	年未			

記入注意：1 「経営主との続柄」欄は、具体的に記入（例えば父、娘）するか、右の「続柄コード」を参照して該当する番号を記入してください。なお、住込みの雇用人は「同居人」と記入してください。
2 「就業区分」欄は、具体的に記入（例えば会社勤務）するか、右の「就業区分コード」を参照して該当する番号を記入してください。

（論点）

1 「推計家計費」は、どのような目的・利活用のために把握・表章してきたのか。「家計費推計者区分」欄で把握した情報をどのような考え方により活用し「推計家計費」を算定し、どのような統計表を作成しているのか。また、直近の「推計家計費」について、具体的な数値を踏まえて、具体的な算出の考え方について説明願いたい。

<回答>

推計家計費については、経営体における投資等の資金源となる農業経済余剰を推計することを目的として、把握、報告書での公表を行ってきました。

$$\text{農家経済余剰} = \text{可処分所得} - \text{推計家計費}$$

平成16年の調査見直しにおいて、調査事項としていた家計費については、勤労者世帯と農家世帯の差がみられなくなってきたことを背景に、調査対象経営体の記帳負担が大きかった家計費項目についての調査を取りやめることとし、代替として総務省の家計調査を基に推計する方法を導入しました。

推計家計費の算出に際しては、関与者と関与者が扶養する家族を家計費推計対象世帯員とし、この人数と家計調査の県庁所在市における1人当たり年平均の消費支出を用いて各経営体の推計家計費を算出しています。この各経営体の結果値を他の項目と同じように加重平均し、報告書に「(参考) 推計家計費」として掲載しているところです。

推計家計費の計算式は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{「推計家計費」} = \text{都道府県庁所在市別1人当たり年平均の消費支出} \\ & \times \text{家計費推計世帯員数} + \text{生産現物家計消費} + \text{減価償却費(家計負担分)} \end{aligned}$$

平成26年調査の北海道(調査対象経営体X)を例に、推計家計費の具体的な算出手順を示すと、以下のとおりとなります。

総務省家計調査(平成26年)「都市階級・地方・都道府県庁所在市別1世帯当たり1か月の収入と支出(二人以上の世帯)」統計表における札幌市結果(世帯人員:2.89人、消費支出:285,154円)より、世帯人員1人当たり年平均の消費支出(千円)(A)を算出。

$$\begin{aligned} & \text{消費支出} \div \text{世帯人員} \times 12 (\text{か月}) = \text{世帯人員1人当たり年平均の消費支出} \cdots A \\ & 285,154 \div 2.89 \times 12 \doteq 1,184 (\text{千円}) \cdots A \end{aligned}$$

各調査対象経営体それぞれにおいて、世帯人員1人当たり年平均の消費支出(千円)(A)に家計費推計世帯員数を乗じ、推計家計費における現金支出(推計)(千円)(B)を算出。この値(B)に、調査結果から得られる生産現物家計消費(千円)(C)及び家計負担分の減価償却費(千円)(D)を加算して、当該調査対象経営体における(調査期間1年間当たり)推計家計費(千円)(E)を算出。

北海道の調査対象経営体X

- ・家計費推計世帯員数(人): 4 … B
- ・生産現物家計消費(千円): 180 … C
- ・家計費負担分の減価償却費(千円): 50 … D

における(調査期間1年間当たり)推計家計費(千円)は、

$$1,184 (A) \times 4 (B) + 180 (C) + 50 (D) = 4,966 \cdots E$$

2 「推計家計費」についてどのような統計表を作成しているのか。また、統計ニーズが低下している背景や理由等は何か。なお、「推計家計費」の算定・表章の取りやめに伴い、本調査項目自体を削除する余地はないのか。

<回答>

調査対象経営体別に算出した推計家計費を他の項目と同じように、全国平均及び規模別、都府県平均及び規模別、大地域別平均等々の区分にて加重して集計し、「(参考) 推計家計費」として公表しています。可処分所得から推計家計費を差し引くことで、農家経済余剰を試算することができ、平成15年調査以前の農家経済余剰と比較可能な仕様としています。

例：

1 水田作経営

- (1) 水田作経営（経営全体）
 - ア 全国（水田作付延べ面積規模別）
 - (ア) 経営の概況と分析指標

区 分	単位	平 均	0.5ha 未 満	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
集 計 経 営 体 数	(1) 経営体	1,609	158	232	247	153
経 営 の 概 況						
農 業 所 得	① (2) 千円	538	△ 93	7	480	854
農 業 租 取 益	(3) "	2,424	561	1,114	2,211	3,692
うち 共 済 ・ 補 助 金 等 受 取 金	(4) "	419	46	123	284	502
うち 米 の 直 接 支 払 交 付 金	(5) "	155	26	69	152	262
水 田 活 用 の 直 接 支 払 交 付 金	(6) "	136	10	35	62	115
畑 作 物 の 直 接 支 払 交 付 金	(7) "	76	0	0	21	48
農 業 経 営 費	(8) "	1,886	654	1,107	1,731	2,838
うち 共 済 等 の 掛 金 ・ 拠 出 金	(9) "	28	1	7	23	31
農 業 生 産 関 連 事 業 所 得	② (10) "	4	0	0	0	5
農 業 生 産 関 連 事 業 収 入	(11) "	5	-	0	0	15
農 業 生 産 関 連 事 業 支 出	(12) "	1	0	0	0	10
農 外 所 得	③ (13) "	1,759	1,462	2,088	1,633	2,094
農 外 収 入	(14) "	1,911	1,520	2,268	1,878	2,279
農 外 支 出	(15) "	152	58	180	245	185
年 金 等 の 収 入	④ (16) "	2,155	2,508	2,190	2,175	1,942
総 所 得	① + ② + ③ + ④ = ⑤ (17) "	4,456	3,877	4,285	4,288	4,895
租 税 公 課 諸 負 担 (関 与 者 の 農 業 以 外 の 経 営)	⑥ (18) "	634	551	602	587	695
可 処 分 所 得	⑤ - ⑥ = ⑦ (19) "	3,822	3,326	3,683	3,701	4,200
(参考) 推 計 家 計 費	(20) 千円	3,699	3,476	3,586	3,823	3,886

省内関係部局や国会対応資料等で用いられるデータは、農業経営の実態や他産業との比較等のための農業所得や総所得に係るデータであり、一般的な消費水準を表す推計家計費が用いられた実績はありません。このため、推計家計費項目を削除することによる統計の継続や利活用等の支障はないものと考えています。

なお、今後においても本調査項目を調査することとしたのは、必要に応じて推計家計費及び農家経済余剰の試算を可能にするとともに、経営を担う者の扶養世帯員数等の経営体概況の把握及び分析等へ対応するためであり、調査対象経営体による記帳が容易に行うことができるようわかりやすい名称に変更することとしたところです。本項目は、世帯員の状況を整理する際に把握できる項目であり、調査対象経営体の負担に変動はないものと考えています。

ク 調査客体概況 - 営農類型別統計関連項目

農作業受託に係る作物の種類等及び面積を把握する調査事項を削除するとともに、これに対応する注記を削除する。

一方、引き続き調査事項とする生産調整田面積については、注記を追加する。

変更案

オ 生産調整田面積

生産調整田面積	面積

記入注意：
各調査対象経営体に割り当てられた面積ではなく、実際に生産調整を実施した田面積を記入してください。

現行

オ 農作業受託及び生産調整田面積

農作業受託の種類等		面積
対象作物	作業名	
生産調整田面積		

記入注意：
1 「対象作物」欄は、水稻、小麦、大豆のうち、作業を請け負った作物名を記入してください。
2 「作業名」欄は、請け負った作業名（田植など）を具体的に記入してください。全作業受託の場合は「全作業」と記入してください。なお、小麦、大豆については記入不要です。
3 「面積」欄は、請負い実面積を記入してください。

(論点)

- 1 農作業受託について、個別経営体に係る営農類型別経営統計における部門別の把握に当たりどのように利活用されていたのか。削除による利活用等の面での支障はないのか。（本調査事項の調査結果が個別経営体における部門別（品目別）の農機具等の負担割合（使用割合）並びに農作業受託労働時間及び受託収入の部門別への適切な記載の確認に当たって、具体的にどのような形で利活用していたのかを含め説明願いたい。）。

<回答>

本調査項目は、調査対象経営体が現金出納帳に記入した受託収入の整合性を検討（補完）する際に利用することに加え、調査対象経営体からの聞き取り等により把握した農機具等の部門別負担割合及び農作業受託労働時間の整合性を検討（補完）する際に利用していません（受託に関する支出については、その他部門の支出として整理。）。

農機具の部門別負担割合の整合性を検討（補完）する際には、調査対象経営体から聞き取り等により把握した農機具等の部門別負担割合、作物別作付面積等の生産概況、作物別の受託収入及び本調査項目の作物別農作業受託面積を見て、関係性に齟齬がある場合（例えば、稲作の部分作業受託収入、水稻部分作業受託面積（刈取・脱穀）があるにも関わらず、コンバインの稲作部門負担割合が100%となっている場合など）は、調査対象経営体に部門別負担割合を確認し、補完します。

農作業受託労働時間の整合性を検討（補完）する際には、受託収入、農作業受託労働時間に加え、本調査項目の農作業受託面積を見て、関係性に齟齬がある場合（例えば、受託収入、農作業受託面積が寡少であるにも関わらず、農作業受託労働時間が過大に計上されていると思われる場合など）は、農作業労働時間の配賦（受託と受託以外）に誤認がないか、若しくは誤記がないか等を調査対象経営体に確認し、補完します。

受託収入の内訳の整合性を検討（補完）する際には、作物別の受託収入と本調査項目の作物別農作業受託面積を見て、関係性に齟齬がある場合（例えば、作物別の受託収入において計上のない作物の農作業受託面積がある場合など）は、受託収入の未計上分の有無等について調査対象経営体に確認し、補完します。

本調査項目は、水稻、小麦、大豆における農作業受託の作業名及び作業面積を計上する欄であり、これらの品目については、今回の見直しにおいて指定部門から廃止するため、見直し後においては部門配賦の必要がなくなり、上記のような確認・補完も不要となります。

また、これらの指定部門の廃止に当たっては、省内関係部局と十分な協議を行った上で見直すこととしたところであり、本調査項目の削減による利活用面での支障はないものと考えています。

2 生産調整田面積について、新たに「記入注意」を追記することとしているが、どのような理由によるものか（報告者のこれまでの記入実態を検証した結果を踏まえた追記か。）。

<回答>

生産調整田面積欄に計上する面積の考え方については、調査簿（経営台帳）ではなく、調査要領に記載しているところです。プレプリント台帳にて自計していただく調査対象経営体からの質問に対しては、職員が口頭にて対応してきたところです。

今般、調査員調査を導入し、調査簿（経営台帳）を統計調査員や調査対象経営体が記帳することとなったことに加え、当該項目は職員にあっても申請等の紙面上の面積であるのか、実面積であるのかを迷う項目であったことから、要領記載の考え方を丁寧に明記することとしました。

ケ 調査客体概況 - 農産物生産費統計関連共通項目①

生産組織への参加状況及び主な被害の種類を把握する調査事項を削除する。

変更案

ア 主要指標及び作柄

認定農業者制度の認定を受けている人はいですか。(該当を○で囲む)	い	る	い	ない
お宅では農業所得と農外所得のどちらが多いですか。(該当を○で囲む)	農業所得		農外所得	
10a当たり年収量 (単収を記入する)				

10a当たり年収量とは
過去5か年の10a当たり収量のうち最高、最低を除く3か年の平均収量を記入してください。

現行

ア 主要指標及び作柄

認定農業者制度の認定を受けている人はいですか。(該当を○で囲む)	い	る	い	ない	
お宅では農業所得と農外所得のどちらが多いですか。(該当を○で囲む)	農業所得		農外所得		
生産組織へ参加していますか。 (該当するものを全て○で囲む)	調査物	栽培協定	共同利用	受託	その他
	その他作物	栽培協定	共同利用	受託	その他
10a当たり年収量 (単収を記入する)					
主な被害の種類 (該当する主なものを1つを○で囲む)	気象被害	病害	虫害	その他	

10a当たり年収量とは
過去5か年の10a当たり収量のうち最高、最低を除く3か年の平均収量を記入してください。

(論点)

1 個別経営体が参加する生産組織とは具体的にどのようなものか。生産組織への参加状況と他の調査事項について、どのような統計表を作成し、どのように利活用していたのか。統計ニーズが低下したとしているが、その背景・理由は何か。

<回答>

「生産組織」とは、複数の農家が農業生産過程における一部もしくは全部についての共同化・統一化に関する協定の下に結合している生産集団又は農業経営や農作業を組織的に受託する集団をいいます。具体的には、栽培協定、機械・施設の共同利用、農作業等の受託のいずれかの事業を行う集団及び協業経営を行う集団をいいます。

「生産組織への参加有無」については、生産組織への参加の有無に係る組替集計について政策部局からの要望に対応するため把握していましたが、農業経営体の組織法人化が推進される中、当該調査事項はニーズが低下し、当該結果を利用した実績はないことから廃止するものです。

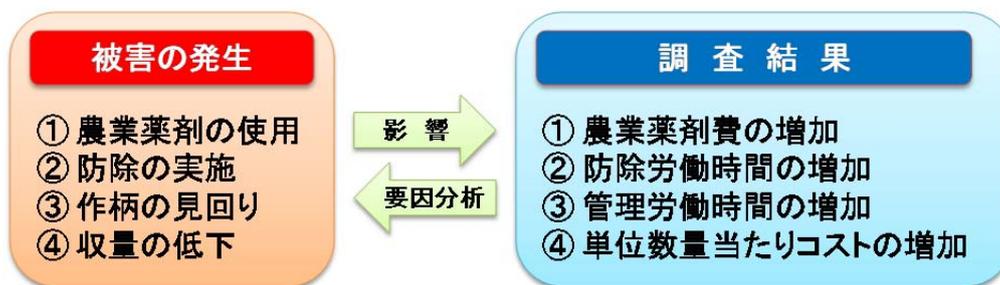
2 主な被害の種類に係る調査結果について、農業薬剤費の支出項目への計上や防除作業の実施との関係を踏まえ、具体的な利活用（要因分析）イメージを説明願いたい。

<回答>

「主な被害の種類」については、病害、虫害などの被害の状況を把握することにより、農業薬剤費や防除作業の増減要因分析に資するために把握していました。

具体的には、病虫害については①農業薬剤等を使用し防除を行うため、農業薬剤費の増加や②防除作業に係る労働時間が増加することに加え、③被害状況の見回り等の管理に係る労働時間が増加します。また、被害により④10 a 当たり収量が減少した場合は、単位数量当たりの生産コストが増加するなど、調査結果への影響がみられます。

このため、調査結果の増減等の要因分析として、調査対象経営体ごとに被害の状況を把握していたところです。



3 主な被害の種類に係る調査事項は、具体的に作物統計調査のどのような調査結果の分析により代替が可能と考えているのか。また、今後、作物統計調査結果を利活用するに当たって、結果精度や統計の継続、利活用等の面で留意すべきことは何か。

<回答>

作物統計調査の農作物災害種類別被害統計により、災害種類（降雪、大雨、台風等）別の被害面積及び被害量が作物別・都道府県別に毎年公表されること、米については、被害種類（気象被害、病害、虫害及びその他）別の被害面積及び被害量が都道府県別に毎年公表されることから、これらの調査結果を把握・分析することにより代替可能と考えています（別紙5参照）。

また、今後は調査対象経営体ごとの要因分析ができなくなりますが、集計後の調査結果について、前述の作物統計調査の調査結果による分析が可能であることから、結果精度や統計の継続、利活用面への影響は無いものと考えています。

一方で、調査対象経営体及び統計調査員の負担軽減になると考えています。

コ 調査客体概況 - 農産物生産費統計関連共通項目②

報告者における作物の生産に係る作業受託（請け負い）を把握する調査事項を削除する。

なお、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））」においても類似の調査事項を新設する。

変更案

イ 調査作物の委託状況別面積

（米、麦類、大豆、なたね、そば生産費調査客体のみ使用）

委託 の手	委託（請け負わせ）	
	作業名 (具体的に記入)	面積
個人		a
団体		

記入注意：

- 1 委託について、個別相対により委託したものは「個人」欄に、農家集団（農作業受託組織など）、農協、公共団体などに委託したものは「団体」欄に記入してください。
- 2 育苗、乾燥・調製など数量単位で精算される場合は、その見積もり面積を記入してください。
- 3 耕うん・整地、防除など同一ほ場を数回にわたって委託した場合は、その実面積を記入してください。

現行

イ 調査作物の受委託状況別面積

（米、麦類、大豆、なたね、そば生産費調査客体のみ使用）

受相 委託 の手	委託（請け負わせ）		受託（請け負い）	
	作業名 (具体的に記入)	面積	作業名 (具体的に記入)	面積
個人		a		a
団体				

記入注意：

- 1 委託（受託）について、個別相対により委託（受託）したものは「個人」欄に、農家集団（農作業受託組織など）、農協、公共団体などに委託（受託）したものは「団体」欄に記入してください。
- 2 育苗、乾燥・調製など数量単位で精算される場合は、その見積もり面積を記入してください。
- 3 耕うん・整地、防除など同一ほ場を数回にわたって委託（または受託）した場合は、その実面積を記入してください。
- 4 全作業を受託する場合、「作業名」欄に全作業と記入してください。

【経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））における類似の調査事項】

「4 調査客体概要」中「（4）調査作物の受託状況面積」（別添3 41ページ）

(論点)

1 本調査事項は、米、麦類、大豆、なたね及びそばの生産費に関し、どのような統計表を作成しているのか。また、調査結果を具体的にどのように利活用していたのか。

<回答>

「受託面積」については、政策部局からの要望に対応するため、調査対象品目に係る自家生産物以外の受託状況について補足的に把握していたところであり、統計表は作成していなかったところです。

また、当該調査事項は、農機具等の調査対象品目以外へ有効利用することによる生産コスト低減効果等の分析に活用していたところです。

2 営農類型別経営統計において受託収入を別途把握しているとしているが、具体的にどのような内容を把握しているのか。削除による統計の継続や利活用等の面で支障はないのか。

<回答>

営農類型別経営統計において把握する受託収入とは、調査対象経営体が農作業受託により得た収入をいいます。

生産費統計において受託面積を削除しても、営農類型別経営統計の受託収入の調査結果を活用し分析することにより統計の継続は担保されるものと考えています。

また、政策部局においても、生産費統計における受託面積の具体的な利活用はないことから、利活用面での支障はないものと考えています。

3 作業の委託では、どのようなことを把握し、具体的にどのように利活用しているのか。

<回答>

作業の委託は、個人、団体別に調査対象品目に係る委託作業別（育苗、耕うん・整地、は種、田植え、防除、刈取・脱穀、乾燥・調整）の委託面積を把握しています。

生産費統計の費目の一つである「賃借料及び料金」には作業委託に係る料金が含まれており、作業委託の面積を把握することにより、当該費目の調査結果の分析に活用しています。

サ 調査客体概況 - 米生産費統計関連項目①

ほ場間の距離及び団地への平均距離を把握する調査事項を追加する。

なお、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」）においても同様の調査事項を新設する。

変更案

イ ほ場枚数及び面積等

区画規模	ほ場枚数
a	枚
ほ場間の距離	km
団地への平均距離	km

記入注意：

- 1 区画規模別のほ場枚数を記入してください。
- 2 区画規模は「30a」など具体的に記入してください。

現行

イ ほ場枚数及び面積

区画規模	ほ場枚数
a	枚

記入注意：

- 1 区画規模別のほ場枚数を記入してください。
- 2 区画規模は「30a」など具体的に記入してください。

【経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」）における同様の調査事項】

「調査客体概要」中「（５）米生産費統計関連項目」（【別添３】参照〔41ページ〕）

(論点)

- 1 「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」とはどのようなものであり、どのような統計表を想定しているのか。また、これらの調査結果と米の生産コストとの関係について、具体的にどのような分析を行い、どのように利活用することを想定しているのか（本調査から得られる他の情報で生産コスト分析に資するものがあればその状況も踏まえ、説明願いたい。）。

<回答>

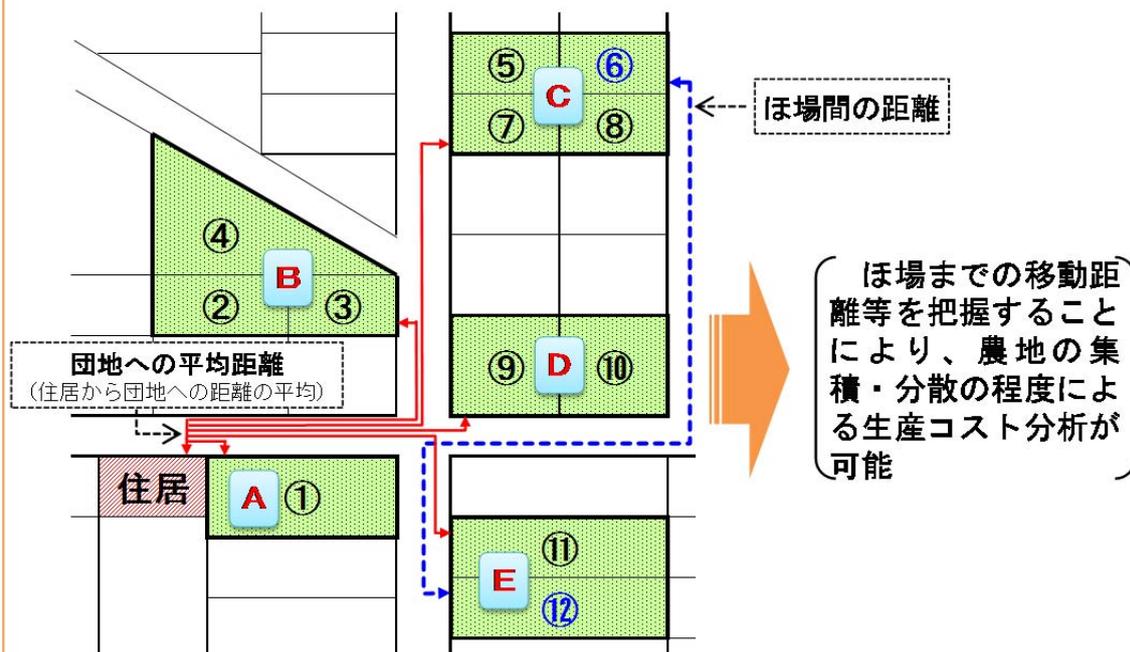
「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」のイメージは下図のとおりです。

統計表については、全国規模階層別、全国農業地域別・規模階層別、府県別に公表している統計表に当該調査事項を掲載することを想定しています（別紙7-7参照）。

調査結果の利活用については、農地の集積・分散の程度による生産コスト分析等が可能となり、例えば「ほ場間の距離」又は「団地への平均距離」を一定距離ごとに区分し抽出集計するなど、必要に応じて政策部局からの当該調査事項を用いた組替集計の要請に対応します。

「ほ場間の距離」と「団地への平均距離」のイメージ

網かけをしているほ場(田)は、調査経営体が米を作付けているほ場であり、地続きの範囲(太枠)を団地という。



ほ場間の距離： 米を作付けているほ場(田)のうち、最も離れているほ場間の距離 (この図では、⑥と⑫の距離)

団地への平均距離： 住居から団地までの距離の平均 (この図では、住居から5つの団地(A、B、C、D及びE)までの距離の平均)

2 報告者の負担軽減や正確なデータ確保等の観点から、GPSやビッグデータ、GIS (作物統計調査(耕地面積調査)で導入している衛星画像(航空写真)情報)を活用する余地はないか。

<回答>

当該調査事項は、調査対象経営体が日常的に利用している団地やほ場までの実際の順路による移動距離を聞き取るものです。

調査対象経営体は、稲の生育期間を通じ頻繁にほ場に行き来しており、自動車の走行距離計(メーター)により距離が計測可能であることから、費用対効果の面からみても、調査対象経営体に対する聞き取りによって、正確な把握が可能なものと考えております。

なお、聞き取りに際して、調査対象経営体が団地やほ場までの距離を把握していない場合等は、必要に応じて作物統計調査(耕地面積調査)で導入している衛星画像(航空写真)で距離を計測する等、正確なデータ確保に努めて参ります。

3 報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

<回答>

当該調査事項は、経営台帳により報告者に対して地方農政局等の職員若しくは統計調査員が聞き取る方法により把握するものです。

当該調査事項の考え方等について、調査要領、調査員マニュアル等に論点1のイメージを用いるなど分かりやすく記述し、報告者に正確に回答してもらえるよう、地方農政局の職員及び統計調査員を指導します。

シ 調査客体概況 - 米生産費統計関連項目②

米の生産調整実施状況について、飼料用米作付状況に限定して把握し、また、水稻裏作作付面積及び包装した玄米数量を把握する調査事項を削除する。

なお、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））」においても変更案と同様の調査事項を新設する。

変更案

ウ 飼料用米作付状況

飼料用米作付面積	a
----------	---

現 行

ウ 生産調整実施状況		エ 水稻裏作作付面積		オ 包装した玄米数量
転作作物等 (作物名を記入)	実施面積	裏作作物等 (作物名を記入)	作付面積	麻袋、紙袋等で梱包した玄米数量を記入
	a		a	
調整水田等		裏作休耕		kg

【経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））における同様の調査事項】

「調査客体概要」中「（５）米生産費統計関連項目」（【別添３】参照〔41ページ〕）

(論点)

- 1 米の生産調整実施状況及び水稻裏作作付面積については、具体的にどのような分析を行い、利活用していたのか。当該事項の削除による利活用等の面で支障はないのか。

<回答>

当該調査事項は、調査対象経営体が使用する田について、調査対象品目である水稻以外の作付状況を把握し、耕地の有効利用度を測る指標として把握していました。

具体的には、耕地を有効利用することに伴う農機具等の調査対象品目以外への有効利用による生産コスト低減効果等の分析等に活用していたところです。

一方、耕地の利用状況（田畑等別耕地面積、作物別作付面積等）については、営農類型別経営統計において別途把握しており、この調査結果を活用することが可能なことから廃止するものであり、支障はないものと考えています。

2 米の生産調整実施状況については、飼料用米作付面積に限定して把握することとしているが、どのような分析を行い、利活用することを想定しているのか。また、どのような統計表を作成しようと考えているのか。

<回答>

平成27年3月末に閣議決定した、新たな「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米の生産拡大の推進について明記されるなど、飼料用米生産・利用拡大が進められているところです。

加えて、飼料用米は、米生産費統計の対象品目である食用に供する水稻と概ね同様の栽培方法で生産され、生産に使用する農機具等についても同じものを使用することが多いため、米生産費との関係性が強いことから、農機具等の有効活用による生産コスト低減対策等の分析に資するため当該調査事項に限定して引き続き把握するものです。

平成26年産米生産費の集計対象991経営体のうち、飼料用米を作付けた経営体は81経営体と現状では僅かであり、統計表の作成については、今後の生産拡大状況を注視しつつ検討することとしますが、必要に応じて、政策部局から当該調査事項を用いた組替集計の要請に対応します。

3 包装した玄米数量については、どのように利活用していたのか。削除することによる利活用面での支障はないか。

<回答>

包装した玄米数量については、流通経費に係る包装荷造費の参考情報として、その数量を把握していましたが、当該調査事項は、調査対象品目の生産を維持・継続するために要した費用を捉えることが目的である生産費統計の範囲外の事項であり、米の生産費に直接関係する事項ではないことから、統計の継続は担保されるものと考えています。

また、政策部局においても、包装した玄米数量の具体的な利活用はないことから、利活用面での支障はないものと考えています。

ス 調査客体概況 - 米生産費統計関連項目③

飼料用米作付状況及び「移植」・「直まき」別作付面積を把握する調査事項を追加する。

なお、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））」においても同様の調査事項を新設する。

変更案

現 行

エ 「移植」・「直まき」別作付面積

（新設）

		作 付 面 積
移	植	a
直	まき	

【経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））における同様の調査事項】

「調査客体概要」中「（5）米生産費統計関連項目」（【別添3】参照 [41ページ]）

（論点）

- 1 「移植」及び「直まき」とはそれぞれどのようなものか。また、生産コストの分析の観点から、両者に具体的にどのような違いがあるのか。

<回答>

「移植」とは、苗箱等で育苗し、苗が一定の大きさになった後に水田に移植する方法をいい、この移植する作業を田植えといいます（写真1及び2参照）。

「直まき」とは、移植のように育苗を行わず、田（水田又は乾田）に直接種もみをまく方法をいいます（写真3及び4参照）。

また、直まきによる栽培は、移植による栽培（以下、「移植栽培」という。）に比べて、育苗及び田植えに係る資材や作業が不要であることに加え、生育期間が長いことから移植栽培と作業のピークがずれるため、移植栽培との組み合わせによる規模拡大が可能であり、生産コストが低減できる技術です。



写真1：育苗中の苗



写真2：田植機による移植作業（田植え）



写真3：種もみ（右二列は直まき用のコーティング種子）



写真4：直播機による直まき作業

2 本調査事項については、具体的にどのような分析を行い、どのように利活用することを想定しているのか。また、どのような統計表を作成しようと考えているのか。

<回答>

「直まき」による生産コスト低減効果を分析するため、例えば、「直まき」が主体の調査対象経営体と「移植」が主体の調査対象経営体をそれぞれ抽出し集計した調査結果を比較分析するなど、必要に応じて政策部局から当該調査事項を用いた組替集計の要請に対応します。

また、統計表については、全国規模階層別、全国農業地域別・規模階層別、府県別に公表している統計表に当該調査事項を掲載することを想定しています。

3 本調査事項について、報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入注意を付すこと等により、正確な回答の確保を図る必要はないか。記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

<回答>

当該調査事項は、経営台帳により報告者に対して地方農政局等の職員若しくは統計調査員が聞き取る方法により把握するものです。

当該調査事項の考え方について、調査要領、調査員マニュアル等に分かりやすく記述し、報告者に正確に回答してもらえるよう、地方農政局の職員及び統計調査員を指導します。

セ 調査客体概況 - 麦類・大豆・畑作物生産費統計

生産調整実施状況（自作地及び借入地別の生産調整実施面積）を把握する調査事項を削除する。

変更案

現 行

(削除)

ア 生産調整実施状況

	実施面積
自作地	a
借入地	

記入注意：調査作物の作付実面積のうち生産調整に係る面積を、自作地借入地別に記入してください。

(論点)

- 1 本調査事項については、麦類・大豆・畑作物に係る耕地の有効利用度を測る指標との関係で、具体的にどのような分析を行い、どのように利活用していたのか。

<回答>

当該調査事項は、調査対象品目（麦類、大豆、そば、なたね等）の田における作付面積のうち生産調整に係る面積を把握するものです。当該調査事項に計上された面積は、米の生産調整として作付けられたものであり、調査対象経営体の耕地の有効利用度を測る指標として把握していました。

具体的には、耕地を有効利用することに伴う農機具等の調査対象品目以外への有効利用による生産コスト低減効果等の分析等に活用していたところです。

- 2 営農類型別経営統計では、生産調整実施状況を把握していない中、耕地の有効利用度を測るに当たって、本調査事項を削除することによる支障はないか。

<回答>

営農類型別経営統計において、田畑別の経営耕地面積の他、作物別作付面積、田畑別の作付延べ面積、生産調整田面積等について把握しており、これらの結果から耕地の利用状況（利用度）を測ることが可能であることから、支障はないものと考えています。

ソ 調査客体概況 - 牛乳生産費統計関連項目

搾乳牛の概要（乳房炎期間、分べん間隔及び乾乳期間別の頭数及び1頭当たり平均期間）を把握する調査事項を削除する。

変更案

現 行

(削除)

イ 搾乳牛の概要

	関係頭数	1頭当たり平均期間
乳房炎期間	頭	日
分べん間隔	頭	月
乾乳期間	頭	日

記入注意：それぞれに関係した搾乳牛の延べ頭数と、該当する搾乳牛1頭当たりの平均期間を記入してください。

(論点)

- 本調査事項は、牛乳生産費の把握に当たり、これまでどのように利活用していたのか。本調査事項を削除することによる利活用等の面での支障はないか。

<回答>

政策部局からの要望に対応するため、搾乳量との関係性を分析するための指標として補足的に把握・公表していましたが、政策部局における具体的な利活用や組替集計の要請がないことから削除するものです。

タ 調査客体概況 - 肥育豚生産費統計関連項目

繁殖用豚（繁殖雌豚及び種雄豚）の品種別頭数を把握する調査事項を削除する。

変更案

現行

(削除)

ア 繁殖用豚の品種別頭数

	繁殖雌豚	種雄豚
ランドレース	頭	頭
ヨークシャー		
パークシャー		
デュロック		
雑種		
L W		
その他		

(論点)

- ・ 繁殖用豚の品種別頭数と他の調査事項については、どのような統計表を作成し、その結果をどのように利活用していたのか。把握ニーズが低下したとしているが、その背景・理由は何か。本調査事項を削除することにより利活用等の面で支障はないか。

<回答>

政策部局からの要望に対応するため、品種別の多寡による生産コスト、主産物価額との関連性を分析するための指標として補足的に把握していましたが、政策部局における具体的な利活用や組替集計の要請がないことから削除するものです。

(4) 報告を求めるために用いる方法の変更

これまで、地方農政局等の職員又は統計調査員が調査票（現金出納帳、作業日誌）を回収する場合、数か月に一度、年4回を超えない範囲で調査対象者を訪問して回収することとしていたが、平成27年度からの調査員調査の導入に伴い、調査対象者との信頼関係を醸成する必要があることから、年4回に限定せずに訪問・回収が行えるよう変更する。

(論点)

1 各調査票について、過去5年間の全体及び調査方法（職員、調査員、郵送、オンライン等）別の回収数・回収率はどのようにになっているか。

<回答>

農業経営統計調査における過去5年間の全体及び調査方法別の回収数・回収率は、次のとおりです。

農業経営統計調査における調査方法別の回収数・回収率の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
調査対象経営体数	7,926	7,077	7,071	7,099	7,104	
回答方法別回収数	職 員	4,779 (60.3%)	3,230 (45.6%)	3,252 (46.0%)	3,569 (50.3%)	2,916 (41.0%)
	統 計 調 査 員	-	-	-	-	929 (13.1%)
	郵 送	2,966 (37.4%)	3,727 (52.7%)	3,685 (52.1%)	3,365 (47.4%)	3,080 (43.4%)
	オ ン ラ イ ン	-	2 (0.0%)	14 (0.2%)	23 (0.3%)	26 (0.4%)

注:()内の数値は、回収率である。なお、調査期間中に途中脱落があるため、回収率の計は100%に満たない。

2 本調査は平成27年度から調査員調査を導入し、現在、職員調査や調査員調査、オンライン調査等により実施しているが、調査の効率性や回収率等について、調査実施者としてどのような評価を行っているのか。調査の効率的な実施等の観点から、講じている又は講ずる予定の方策はあるか（後記「2 その他」<オンライン調査の推進について>とも関連）。

<回答>

1 調査員調査については、農業経営統計調査の調査方法等に関する実査・実践研修及び一定期間の業務経験を経た段階でフォローアップ研修を行うほか、適宜OJTによる指導等を行いつつ、調査への習熟度の向上に努めているところです。

また、統計調査員の評価については、業務の進捗状況をチェックリストにより把握するとともに、調査対象経営体との良好な調査環境を構築できるよう指導しているところであり、現在のところ調査に影響を及ぼす問題は発生しておらず、引き続き統計調査員による調査の拡充を進めることとしています。

2 このほか、調査票の郵送回収やオンラインシステムを利用した電子調査票による記帳、回収を行っているところですが、郵送回収については平成27年の実績で約4割程度となっており、地方組織の拠点が減少し広域化する中で、回収に要する移動時間の短縮等の効果を得ています。

また、オンライン調査については、電子調査票以外に調査対象経営体が作成した決算資料データの送信や還元資料（当該調査対象経営体の調査結果の概要、公表資料等）の受信も可能であり（経営統計調査オンラインシステムについては別紙6参照）、投函の手間がかからないことなどを説明しつつ推進に努めて参ります。

3 本調査に従事している調査員の人数はどのくらいか。また、調査員は、通常どのくらいの報告者数（個人経営体及び組織法人経営体）を担当しているのか。訪問回数の変更により、調査対象者との信頼関係の醸成のほか、どのようなメリットがあると考えているか（調査票の回収数や回収率の向上等）。さらに、訪問回数の増加により、報告者が調査に対する忌避感を抱くおそれや、調査員手当などの経費の増加などが懸念されるが、訪問回数の変更による支障はないか。

<回答>

本調査に従事している平成27年度の統計調査員の人数は、215人で929経営体（個別経営体：913経営体（8,806経営体のうち10.4%）、組織法人経営体：16経営体（369経営体のうち4.3%））を担当しています。

初めて農業経営統計調査を取りまとめる統計調査員にとっては、訪問時に調査対象経営体から農業に関する知識や経営概況等について聞き取る機会が増えるため、本調査に対する習熟度合が高まり、2年目以降は担当する調査対象経営体数が増加することが期待され、調査員数の効率化が図られます。

なお、訪問に当たっては、事前に都合の良い日時を電話等で確認し、報告者の負担とならないよう配慮するとともに、訪問回数が増加しても1回当たりの調査票の確認に係る時間は短縮されるため、報告者への負担は軽減されます。

また、訪問回数の増加による経費面への影響については、統計調査員に対して担当する調査対象経営体の都合に配慮しつつ、少ない回数で巡回出来るよう指導するなどの対応をとっています。

(5) 集計事項の変更

集計事項について、調査事項の変更等に伴う所要の変更を行うとともに、一部の集計事項について、廃止等を行う。

(論点)

1 調査票の廃止・新設、調査事項の変更等に伴い、変更等を行うこととしている集計表の表章（統計表の様式）はどのようなものか。

<回答>

今般の見直しに伴い、変更及び追加を予定している統計表様式については別紙7-1から7-10を参照してください。

2 集計事項については、調査結果の利活用、統計ニーズ等の観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。

<回答>

集計事項については、調査票の新設、調査事項の追加等の内容、及び既存の集計事項における利活用を踏まえて設定しており、調査結果の利活用の観点から十分かつ適当なものとなっていると考えています。

(6) 公表時期の変更

以下のとおり、一部の統計について公表時期を変更する。

統計	公表時期	
	新	旧
営農類型別経営統計		
個別経営体	翌年10月	翌年7月
組織法人経営体	翌年10月	翌年10月
任意組織経営体	(削除)	翌年10月
農畜産物生産費統計（個別経営体）		
米	翌年10月	翌年7月
てんさい	翌年7月	翌年7月
そば	翌年8月	翌年8月
大豆		
原料用ばれいしょ	翌年8月	翌年10月
原料用かんしょ		
さとうきび		
牛乳	翌年10月	翌年10月
去勢若齢肥育牛		
乳用雄肥育牛		
交雑種肥育牛		
子牛		
乳用雄育成牛		
交雑種育成牛		
肥育豚		
小麦	翌年6月	翌年6月
二条大麦		
六条大麦		
はだか麦		
なたね		
農産物生産費統計（組織法人経営体）		
米	翌年10月	(新設)
小麦	翌年6月	(新設)
大豆	翌年8月	(新設)

(論点)

1 本調査の各統計について、過去5年分の公表実績はどのようになっているのか。また、公表に遅延が見られる場合には、その理由及び今後の対応方針について説明願いたい（米政府買入価格算定の廃止に伴う公表時期の変更を今回調査から実施するに至った事情等を含む。）。

<回答>

1 本調査における各統計の公表実績は、以下のとおりであり、営農類型別経営統計及び米の生産費統計を除き、計画した公表時期からおおむね1～2か月以内に公表しているところです。

なお、1～2か月の遅れについては、行政部局との間で動向の分析等に時間を要したこと等によるものです。

農業経営統計調査における過去5年の公表実績

統 計	平成22年結果	23年結果	24年結果	25年結果	26年結果
営農類型別経営統計					
個別経営体	H24. 02. 29	H24. 12. 03	H25. 12. 24	H27. 02. 13	H27. 12. 01
組織法人経営体					
任意組織経営体					
農畜産物生産費統計					
米	H23. 10. 18	H24. 09. 25	H25. 12. 12	H26. 12. 02	H27. 10. 16
てんさい	H23. 07. 05	H24. 07. 31	H25. 09. 12	H26. 08. 19	H27. 08. 25
そば	H23. 10. 18				
大豆	H23. 08. 09				
原料用ばれいしょ	H23. 07. 05				
原料用かんしょ	H23. 08. 09				
さとうきび					
牛乳	H23. 12. 13	H24. 11. 27	H25. 11. 26	H26. 11. 28	H27. 11. 24
去勢若齢肥育牛					
乳用雄肥育牛					
交雑種肥育牛					
子牛					
乳用雄育成牛					
交雑種育成牛					
肥育豚					
小麦	H23. 06. 14	H24. 07. 31	H25. 07. 02	H26. 06. 27	H27. 06. 23
二条大麦					
六条大麦					
はだか麦					
なたね					

注：1 農畜産物生産費の結果は、各年産（年度）である。
 2 そば、二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたね生産費の平成22年産及び23年産については、「なたね・そば等生産費統計（一般統計調査）」の結果である。

2 営農類型別経営統計及び米の生産費統計の公表時期について、計画から大きく遅れている背景は以下のとおりです。

米については、平成15年産までは政府による備蓄米^{*1}の買入れ価格を決定するに当たり、農業経営統計調査動向統計の概数^{*2}及び米の生産費統計の結果を集中的に短期間で取りまとめを行い、翌年7月まで公表し利用に供してきましたが、平成16年産米の政府買入れから入札方式に変更したことにより、買入れ価格を決定することがなくなり、これら統計を7月までに公表する必要性も低下しました。

併せて、農産物の出荷形態が多様化し年間を通じた出荷が行われることなどから、精算が調査期間終了以降となる事例が増えていることや、経営所得安定対策等の交付金の交付が翌年6月頃となること等により、調査対象経営体の経営収支の確定が従前より遅くなり、必然的に取りまとめ期間が後ろ倒しとなる実態があります。

これらのことから、近年の公表時期については、行政部局に相談の上、第Ⅲ四半期に行ってきたところです。

*1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第2条第1項において、「政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。」とされており、この米穀の適切な買入れに係る価格の決定に本調査結果が利用されてきた。

*2 各調査対象の月別の現金収支の累積値に、減価償却額の概数値を加算して経営収支部分のみの概数として取りまとめた結果であり、他の項目（経営概況等）の調査結果も含めた確定値は第Ⅲ四半期に公表していた。

3 本来であれば、過去の調査の変更に係る申請時に「公表時期」を見直すべきところでしたが、公表の早期化を求める等の施策の動きをしばらく注視していくことで見送ってきたところです。

2 公表時期の変更は、統計ニーズや統計利用者の利便性等の観点から支障はないか。

<回答>

今回の見直しに際しては、行政部局との間で公表時期について協議を行い、現在の公表時期で問題ない旨を確認しています。

2 その他

<オンライン調査の推進について>

本調査は、職員、調査員、郵送及びオンラインによる原則自計報告で実施されているが、第Ⅱ期基本計画において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を（中略）導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。」とされている。

上記の指摘事項に関する対応状況等について検討する必要がある。

(論点)

1 本調査におけるオンライン調査の実施内容、最近（5か年度）の調査票のオンラインによる回収状況（回収率、オンライン利用率等）はどのようになっているか。これについてどのように評価しているか。

<回答>

本調査におけるオンライン調査は、調査対象経営体が入力した電子調査票（現金出納帳及び作業日誌）や調査対象経営体で作成した決算資料の送信等が行えるもので（別紙6参照）、平成24年から取組を進めているところです。

回収状況については、下表のとおりであり、利用率向上に向けての取組を更に進める必要があると認識しています。

単位：経営体

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
調査対象経営体数	7,926	7,077	7,071	7,099	7,104
パソコン保有					2,378
インターネット接続					2,342
オンライン調査経営体	-	2	14	23	26
回 収 数	-	2	14	23	26
オンライン利用率	-	0.0%	0.2%	0.3%	0.4%
回 収 率	-	0.0%	0.2%	0.3%	0.4%

2 本調査において、オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきたのか。その効果などはどうだったのか。また、現行の状況を踏まえ、オンラインを利用する報告者を増やしていくため、どのような対策や取組を行うこととしているのか。

<回答>

オンライン調査の推進に当たっては、調査対象経営体のうち、報告者自らがインターネットに接続したパソコンを利用している経営体に対して、調査票配布時に

- ① 電子調査票のほか、調査対象経営体で作成した決算資料の送信も可能であること。
- ② オンラインシステムは、セキュリティに万全を期しており、郵送等における紛失等のリスクを回避出来ること。
- ③ 簡単な操作で電子調査票への入力が可能であること。
- ④ 職員及び調査員の訪問や郵送への対応が必要なく、自分の都合に合わせて送信（提出）ができること。
- ⑤ 行政情報等について、要望があれば、オンラインを用い職員から資料を入手できること。

等の利点を丁寧に説明しているところです。

しかしながら、

- a パソコンを利用しているも、インターネットで各種情報の収集が中心であり、入力作業に不慣れ（特に高齢者）。
- b 対面で応答することによって信頼感がある。
- c インターネットでのデータ送信による情報の漏洩に不安がある。
- d 会計事務所に決算資料の作成を依頼しており、手元に送信する磁気データがない（特に大規模経営体）。

等の理由で利用率は低位となっている状況です。

オンライン調査は、移送途中の調査票紛失や一般的なメールの誤送信等のリスクマネジメントの面からみれば、普及していくことが理想的と考えており、引き続き実演等を通じて、その利便性や安全性について説明を行い、利用促進に努めていくこととしています。